

国の施策・予算に関する 提案・要望書



釜谷浜海岸風車群（秋田県三種町）



平成23年 6月
秋 田 県

《 目 次 》

番号	提案・要望事項	頁
I 地方にとて真に必要な「地域主権」の推進		
1	地域主権改革の推進について	1
II 経済・雇用対策の充実と新たな成長産業への支援		
1	緊急雇用創出基金事業等に代わる新たな雇用対策制度の創設について（新規）	2
2	地域間格差の是正等に向けた最低賃金制度等の見直しについて	3
3	「緑の分権改革」推進事業を踏まえた地域における新エネルギー導入に対する支援措置の拡充について	5
4	風力発電の大規模導入について（新規）	6
5	地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について	8
6	太陽光発電の広範な導入について（新規）	9
7	バイオエタノールの利用促進について	10
8	レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について	11
III 新農林水産ビジネス等の創出		
1	「農地・水保全管理支払交付金」の継続について（新規）	13
2	農業者戸別所得補償制度について	15
3	米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地土壤汚染対策の充実について	16
4	果樹の改植等対策予算の確保について（新規）	18
5	公務員獣医師・産業動物獣医師の確保対策について	19
6	農業農村整備対策予算の確保について	20
7	漁業経営セーフティネットの強化について（新規）	21
8	森林整備の推進について	22

IV 少子化対策と子ども子育て対策の充実

1	少子化対策の推進について	2 4
2	子ども・子育て支援施策の充実及び子ども手当の見直しについて	2 6
3	安心して出産できる環境づくりについて	2 8

V 地域医療対策の充実

1	医師確保について	2 9
2	公的病院に対する財政措置の拡充について	3 2
3	がん対策の推進について	3 3
4	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の継続について（新規）	3 5
5	特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について	3 6

VI I T・科学技術の推進

1	地域イノベーションの創出の促進について	3 7
2	地上デジタルテレビ放送視聴への支援について	3 9

VII 教育の充実

1	小・中学校の教職員定数の改善等について（新規）	4 0
2	保育所運営費の拡充による保育士の待遇改善について（新規）	4 2
3	地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について	4 4
4	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	4 5

VIII 公共基盤整備の着実な促進

1	秋田港の整備促進と日本海側拠点港（仮称）への選定について	4 7
2	高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について	4 9
3	産業・生活を支える国道7号の整備促進について（下浜道路・秋田南バイパス）	5 1

4	地方における航空ネットワークの維持について	5 3
5	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について	5 4
6	地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の促進について	5 6
7	「生活排水処理事業」の一元化と制度の拡充について	5 8
8	河川改修事業及び砂防事業等の促進について	6 0
9	ダム建設事業の促進について	6 2

IX 環境保全対策の推進

1	「地球温暖化対策のための税」の税収の配分について	6 4
2	八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について	6 5
3	能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業実施への支援の継続について	6 7

X 安全・安心な暮らしの確保

1	自殺対策の推進について	6 8
2	消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化について	6 9
3	警察官の増員について	7 0
4	冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について	7 2



I - 1 地域主権改革の推進について

内閣府地域主権戦略室

総務省自治行政局、自治財政局、自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 国から地方への税源移譲を進め、国と地方の税源配分を是正するとともに、税源の偏在が少なく安定的な地方税体系を構築すること。
豪雪等特別の財政需要に対応する特別交付税を含む地方交付税の財源保障・財源調整機能が十分に図られるよう、法定率の引き上げを含め、その総額を確保し、地方の財政基盤の充実強化に努めること。また、地域の防災体制の一層の強化のため、国の予算措置や地方財政措置の充実強化に努めること。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方自治体に対し早期に情報提供するとともに、国の関与を最小限に抑え、地方の自主裁量を拡大すること。また、地方が真に必要とする事業が確実にかつ継続的に実施できるよう、地方交付税で措置されている地方負担分を含め、地域自主戦略交付金対象事業費全体に係る地方財源総額を確保すること。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しにあたっては、地方からの提言等に係る事項を含め、地方分権改革推進委員会の累次の勧告で示されたものを完全実施するため、具体的な工程表を示し、早急に取り組むこと。
- (4) 国の出先機関の原則廃止については、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策展開を促進するため、真に地方へ移管すべき事務・権限に見合った財源及び人員の確保に十分配慮した上で、着実かつ速やかに実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方においては、徹底した行革努力を行いながら、住民福祉や雇用創出などのために必要不可欠な行政サービスを提供していますが、地方の財源不足は常態化しており、安定した財政基盤の確立が求められています。
- (2) また、地域主権改革関連法案の提出や地域自主戦略交付金の創設など、地域主権改革の実現に向けた取組が進められていますが、地方の自由度・裁量度を高めるためには、一層の見直しが必要です。
- (3) 当県では、住民サービスの向上や事務事業の効率的・効果的な実施などを図るため、県・市町村の事務事業等について一体化して処理する「機能合体」等の取組も行っており、国・県・市町村を通じた重複行政の排除やスリム化・効率化に取り組んでおります。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課)

II - 1 緊急雇用創出基金事業等に代わる新たな雇用対策制度の創設について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

雇用創出の基金による事業は平成23年度で終了の予定だが、東日本大震災の被害により、地方経済には深刻な影響が出ているため、離職した失業者の雇用機会を創出する新たな雇用対策制度を創設すること。

新たな制度においては、現行の基金による事業を拡充した内容にするとともに、雇用期間や事業ごとの予算枠等の制限を撤廃し、国の雇用関係助成金等との併給を認めるなど、柔軟な内容にすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 東日本大震災の発生後、被災県のみならず、東北地方全体においても、電力供給の制約による生産の減少や自肃ムードの高まりによる消費の抑制、取引先の経営悪化による受注の激減や債権の回収不能などから、深刻な影響が及んでおります。県内企業の中には、休業や操業短縮を余儀なくされるところが出ておりほか、既に解雇や新規学卒者の内定取り消しも出現しており、今後に向けて、大量の失業者発生が懸念されております。

(2) 当県においては、これまでに国からの交付金を活用した雇用創出の基金による事業を実施し、多くの雇用を創出してきましたが、この事業は一部を除いて平成23年度で終了の予定であり、現行の事業規模をさらに拡充した新しいスキームによる雇用対策制度が必要です。

現行の事業では、失業者の雇用期間や事業区分ごとの予算枠の制限のほか、国の雇用対策助成金等との併給ができないなど、様々な要件や制約があったことから、新たな制度においては、より柔軟なものにすることが必要あります。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

II-2 地域間格差の是正等に向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

- (1) 雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、地域別最低賃金制度等の見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位ですが、賃金をはじめとした厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因となっています。

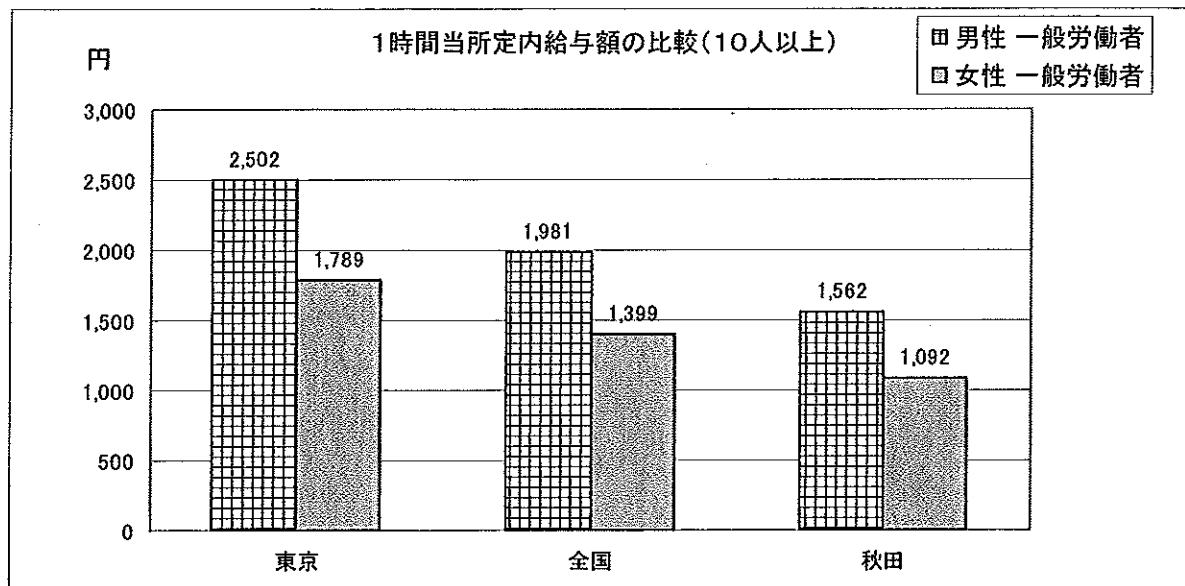
加えて、この3月に発生した東日本大震災の被害等により、東北地方の経済には大きな影響が及んでおり、復興までには相当程度の年月が必要になるものと見込まれております。

- (2) 当県では、最低賃金や労働時間等の法令・制度の遵守と雇用環境の改善のため、雇用労働アドバイザーの企業訪問などにより、最低賃金制度の啓発活動に取り組んでいます。

- (3) 平成22年度の最低賃金改定における中央最低賃金審議会が示した目安額では、AからDランク全てにおいて一律10円の改定額が示される一方、生活保護水準との乖離解消に努めることとされました。その結果、現実として、都市部と地方の最低賃金の格差はますます拡大する状況にあります。

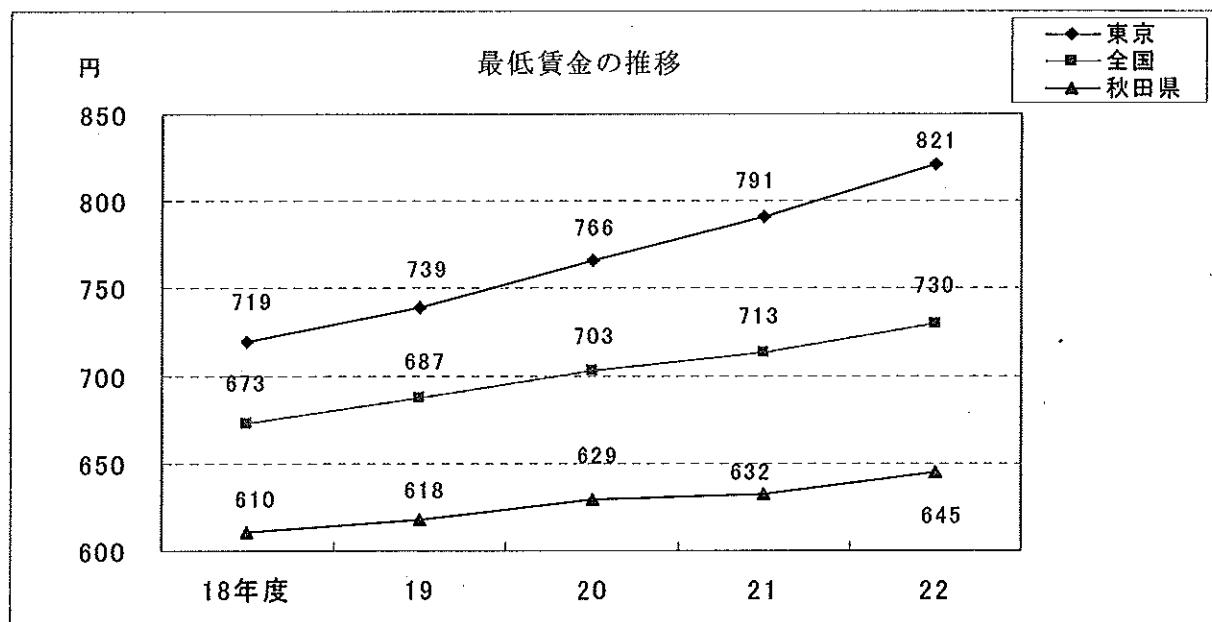
国においては、全国一律最低賃金制度などについても検討されておりますが、こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図る意味からも、地域別最低賃金制度や関係制度等のさらなる見直しを行う必要があります。

1 1時間当所定内給与額の比較



(出典：平成21年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省）)

2 最低賃金の推移



3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- ・中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- ・中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

II - 3 「緑の分権改革」推進事業を踏まえた地域における 新エネルギー導入に対する支援措置の拡充について

環境省地球環境局
総務省地域力創造グループ

【提案・要望の内容】

「緑の分権改革」推進事業による調査等を踏まえ、地域において実施される新エネルギー導入の取組に対し、支援措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 風力・太陽光・小水力などの新エネルギーの導入は、地球温暖化対策や国内エネルギー資源の有効活用に資するばかりではなく、地域の活性化や新産業の創出等が期待されています。
- (2) このため、県政の運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」において、新エネルギーの導入を重点戦略として取り組んでいくこととしており、昨年度は、「緑の分権改革」推進事業により、新エネルギーの賦存量の把握や利活用に関する実証調査を市町村等と協力しながら県内各地で実施しています。
- (3) 今後、こうした調査を踏まえ、地方自治体や民間企業、県民等が新エネルギー施設等を整備していくためには、多額の費用を要することから、国の「緑の分権改革」の推進に関する予算等において、新エネルギー施設等の整備に対する補助制度を創設するなど、支援措置を拡充することが必要です。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

II－4 風力発電の大規模導入について

経済産業省資源エネルギー庁
農林水産省林野庁
国土交通省総合政策局

【要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの中でも、比較的低コストで大規模な出力が得られる風力発電の大規模導入にむけて、土地収用法の適用対象事業の見直し等により、発電施設の建設促進策を確立すること。
- (2) 大規模な風力発電導入のため、その低コスト化策を講じること。また、一般電気事業者の電力系統に支障なく接続できるよう電力系統の強化と、出力安定化のため大規模太陽光発電と組み合わせたハイブリッド発電技術などを確立すること。
- (3) 風力発電の大規模導入に係る事業リスク低減のため、各種支援制度の整備を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 発電設備を普通林内に設置するにあたり、開発行為を行うことができる公益性の高い事業のひとつとして、森林法施行規則第3条18号において「電気事業法上の電気事業」が規定されていますが、風力発電施設の導入を促進するため、県が策定した計画などに基づく事業は公益性を有するものとして、電気事業以外の風力発電事業についても適用対象とする必要があります。

また、発電設備を保安林内に設置する場合、公益上の理由で指定解除できる事業は、土地収用法上の適用対象事業（電気事業法上の電気事業）に限られていますが、開発行為と同様に、現在電気事業とされていない風力発電事業についても適用対象とする必要があります。

本県では、低炭素社会構築への貢献を通じて産業振興や雇用創出を図るために、「秋田県新エネルギー産業戦略」を策定し、再生可能エネルギーの大規模導入を進めることとしています。そのため、風況調査に対する補

助や総合特区の提案を行っているほか、海岸保全区域等における風力発電の導入促進のため、3月23日に出された国の運用指針（案）を踏まえた判断基準を独自に策定することとしています。

- (2) 風力発電の大規模導入にあたっては、一層の低コスト化が必要であるとともに、出力の不安定性などのため、電圧や周波数等で電力系統に及ぼす影響を小さくする必要があります。

また、東北電力㈱では連系可能量の再評価を行い、連系容量の拡大を行ってはいるものの、充分な量とは言えない状況にあります。

そのため、電力系統の強化など連系拡大に向けた抜本的な対策を行うとともに、出力安定化のため、大規模太陽光発電との組み合わせや、蓄電池・水素に関する技術開発を行う必要があります。

- (3) 風力発電事業には、今後、様々な企業、団体の参入が期待されているところですが、初期コストが大きく、また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により補助金は廃止される状況にあります。

そのため、大規模な開発の場合には大きな事業リスクを伴うことから、国が債務保証を行うなど各種支援制度を拡充する必要があります。

II-5 地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【要望の内容】

地熱発電所の新規開発を促進するため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入された場合であっても、調査費や建設費などに対する支援制度の強化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の湯沢市に位置する山葵沢及び秋の宮地域は新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による地熱開発促進調査の結果、有望地域であることが確認され、現在3社が共同出資した湯沢地熱㈱により事業化に向けた調査を実施しているところです。
- (2) 県では、安定供給や地球温暖化防止に有効であり、純国産で再生可能である地熱エネルギーの導入を進めることとしており、また、地元でも地域振興と雇用確保の面から、新規開発を強く望んでいます。
- (3) 地熱の開発は、初期コストの低減や事業の安定性が事業化の大きな判断要素であることから、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入された場合であっても、調査費や建設補助などの支援制度が必要です。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

II - 6 太陽光発電の広範な導入について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【要望の内容】

- (1) 積雪寒冷地など、地域の気象特性に適合した、メガソーラーへの適用も可能な太陽光発電技術の実証を進めること。
- (2) 太陽光発電を風力発電やスマートグリッド技術と組み合わせて安定的な電源とする、地域型利用技術の実証を進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県は積雪寒冷地でありながら、日射量は東京都と遜色ないものがあり、雪による光の反射などの条件を活かす事によって、さらなる発電効率の向上が可能と考えられます。土地についても大面積の確保が可能であり、太陽光発電にかかるポテンシャルを持っています。
- (2) 太陽光発電設備は複雑な機械部分を持たないことから、設置と保守が比較的容易であり、太陽光エネルギーは地域に偏りなく賦存しています。
このため、発電効率の向上や電力供給と需要の双方向の管理技術が実現すれば、メガソーラーのような大規模電源としてだけでなく、地域的な電源としても向いており、集落等の補助電源としての活用が可能です。
県内では直流グリッドの実証を行っており、こうした実証に活用しうる県有地の存在など、それらの取組に適した素地があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

II-7 バイオエタノールの利用促進について

環境省地球環境局
農林水産省大臣官房
経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

バイオエタノールの利用を拡大していくため、バイオエタノールのガソリンへの高濃度混合に関する明確なロードマップ等を早期に示すとともに、バイオ燃料の原料収集、製造、流通・販売等について、支援措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) バイオ燃料については、「京都議定書目標達成計画」、「経済成長戦略大綱」、「新・国家エネルギー戦略」、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」などにより生産・利用拡大を図ることとしており、2030年頃までにバイオ燃料の利用率向上による運輸部門の石油依存度を引き下げることとされています。
- (2) 当県では、「秋田県バイオエタノール推進戦略」を策定し、バイオマス資源が豊富な本県の特性を活かし、稲わらや林地残材など食料と競合しない原料による地産地消型バイオエタノールの実用化を目指すこととし、実証事業等に取り組んでいます。
- (3) 現在、国内では、ガソリンへのエタノールの混合は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」等により3%まで可能であり、既に関東や関西を中心に、E3（直接混合方式によりエタノールを3%混合したガソリン）やバイオガソリン（E T B E（エチルターシャリーブチルエーテル）を添加したガソリン）が販売されていますが、今後、バイオエタノールの利用を拡大していくためには、ガソリンへの高濃度混合（10%以上）に関する明確なロードマップ等を早期に明らかにすることが必要です。
- (4) また、バイオ燃料の早期普及を図るためには、原料バイオマスの収集、大規模製造施設の整備、流通・販売システムの構築、既存燃料との価格差補填等について、技術面、経済面、制度面等の総合的な支援が必要となります。

（県担当課室名 生活環境部温暖化対策課）

II-8 レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について

経済産業省経済産業政策局、 産業技術環境局、
資源エネルギー庁
環境省大臣官房

【要望の内容】

- (1) 本県北部地域をレアメタル等金属に関するリサイクル、研究開発や人材育成などの国際拠点に位置付け、予算を重点的に配分するなど、その機能強化を図ること。
- (2) 家庭に退蔵されたり、一般廃棄物として焼却や埋立処分されている、小型電気電子機器のリサイクル制度の創設にあたっては、レアメタル資源の確保や海外への流出防止を十分考慮するとともに、企業等に対し鉱山関連技術をベースとした効率的なリサイクル技術の開発を支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県北部地域は、エコタウン事業等の推進により、高度な鉱山関連技術などを活かしたリサイクル関連企業が集積しているほか、小坂町にある（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属技術研究所（JOGMEC）では、レアメタル等の金属リサイクル技術の研究開発が進められており、（財）国際資源大学校では、海外の行政官、技術者を対象とした環境・リサイクル等の研修を実施しております。
更に、秋田大学では、国際資源学教育研究センターを設立し、資源・リサイクルに関する留学生の受入体制の拡大を目指しており、県北部地域は、環境・リサイクル技術の現場教育を産学官が連携して行う重要な拠点となっております。
また、本県では、平成22年度、国の支援を受け、タイ（チョンブリ県）、マレーシア（ペナン州）地域を対象に、本県が有する環境・リサイクル技術やエコタウンのノウハウを提供し、資源循環システムの構築に協力するとともに、県内企業のリサイクルビジネスの拡大につなげるなど、東アジア地域における金属リサイクルの拠点を目指した取り組みを進めております。

一方、新興国の経済発展に伴い、レアメタル等の金属資源の安定確保が重要な課題となっており、経済成長が著しいアジア地域での金属リサイクルを推進し、処理困難な原料を我が国に受入れるなど資源循環を促進する必要があります。また、資源保有国からの技術協力や人材育成の要請に積極的に対応しながら人的ネットワークを形成して行くことも国策として重要になります。

このため、本県北部地域をレアメタル等の金属リサイクル戦略拠点とし、JOGMECによるリサイクル技術開発の強化及び国際資源大学校等による海外人材育成の充実、産学官等の連携によるアジア地域への技術協力体制及び事業展開の支援を強化する必要があります。

(2) 中国の輸出規制や新興国の経済発展に伴い、レアメタル等金属の安定確保が重要な課題となっており、海外での資源開発や国内でのリサイクルを促進する必要があります。

県では、全国に先駆け平成18年度から県内の市町村等と連携し使用済小型家電の収集試験に取組み、平成20年度からは経産省及び環境省からモデル事業に採り上げられ実施しております。

2月に環境省大臣が、中央環境審議会会長に小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について諮詢しておりますが、レアメタル資源の確保や国内での資源循環促進のため海外への流出防止を十分考慮した制度とする必要があります。

また、使用済小型家電中のレアメタル含有量は少なく、抽出するためには、選鉱、非鉄製錬技術など鉱山関連技術をベースとした経済性のあるリサイクル技術の開発が必要です。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

III-1 「農地・水保全管理支払交付金」の継続について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴い集落機能が低下していた状況に対し、農地・農業用水等の資源の適切な管理はもとより、地域住民の強固な結びつきにも極めて有効な「農地・水保全管理支払交付金」について、共同活動支援交付金部分を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県は、全国でも上位に位置する高齢化率などの要因から、集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の適切な管理が困難になってきたため、本制度を積極的に活用し、現在、取組面積では全国第3位となる約6万3千haの農地を対象として709もの組織が活動しております。
- (2) その活動には、農業者約5万人と自治会など農業者以外約8万人で構成される約5千団体が参画し、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の管理が適切に行われるなど、着実に本制度の趣旨が定着しております。
- (3) 活動している組織の中には、結びつきが強まり地域で立ち上げたNPOが特別栽培米を米国やシンガポールなどに輸出をするといった全国に先駆けた取り組みが見られるなど、更なる波及効果も現れております。こうしたことから、本制度の継続を要望するものです。

1. 秋田県の中間評価（H22）より

効果－地域コミュニティの活性化－

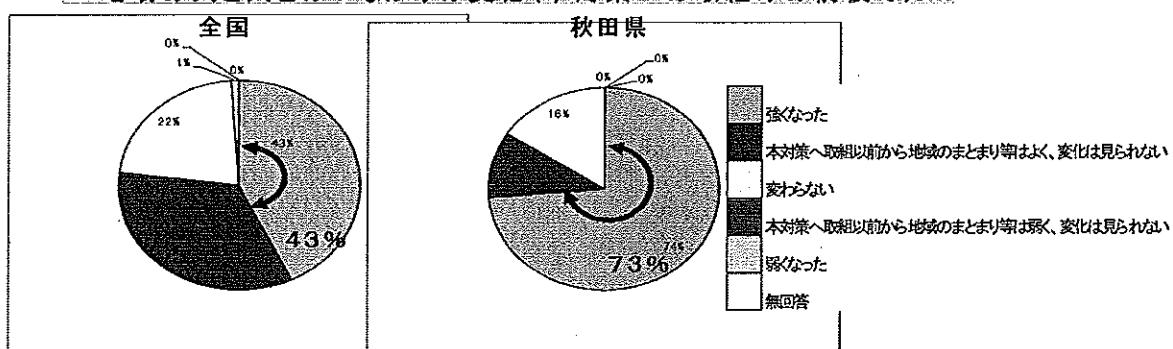
地域づくりのための話し合い
(回／年)

	対策前	対策後
全国	8.5	13.5
秋田県	5.3	10.5

行事やイベントの開催回数
(回／年)

	対策前	対策後
全国	6.4	8.6
秋田県	3.9	7.2

地域の人と人とのつながりの変化(本対策への取組みの前後で)



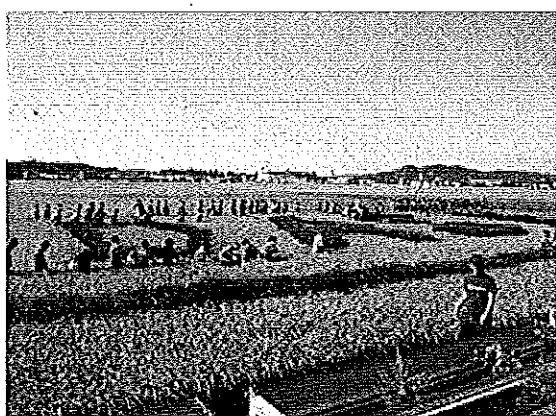
2. 活動内容の状況



地域ぐるみの水路管理



地域ぐるみの水路補修



田んぼアートでの稲刈り体験



輸出された特別栽培米の包装

(県担当課室名 農林水産部農山村振興課)

III-2 農業者戸別所得補償制度について

農林水産省大臣官房、経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 農業者が将来にわたり安心して農業経営に取り組むことができるよう、農業者戸別所得補償制度の財源を十分に確保するとともに、関係法令を整備し恒久的な制度とすること。
- (2) 本格実施となった農業者戸別所得補償制度の政策効果を十分に検証し、米の需給調整と農業経営の安定に資する制度とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成23年度の農業者戸別所得補償制度については、予算措置のみで実施されており、交付金の交付を規定する法律等は整備されておりません。
- (2) 本制度により、農業経営の安定と食料自給率の向上を図るために、制度の円滑な推進に必要な財源を十分に確保するとともに、関係法令を整備し、恒久的・安定的な制度とすることが必要です。
- (3) 国は、農業者戸別所得補償制度によって、米の需給調整の実効確保を期すとしておりますが、22年産米については、
 - ・モデル事業への加入率が全国で73パーセント、過剰作付面積の解消が前年の2割（約8,000ヘクタール）にとどまったこと
 - ・在庫の増加が翌年以降の生産数量目標の減少に直結することから、各産地とも値下げ販売し、早期の完売を目指したことなどにより、全国の作況指数が98の「やや不良」であったにもかかわらず、需給が引き締まらず、米価も下落しました。
- (4) 今年度からの本格実施に当たっては、23年産米を巡る動向を踏まえて、米の需給調整や米価の安定など本制度の政策効果を十分に検証し、真に農業経営の安定に資する制度とすることが必要です。

（県担当課室名 農林水産部水田総合利用課）

III-3 米のカドミウム国内基準値の改正に伴う農用地土壤汚染対策の充実について

総務省自治財政局

厚生労働省医薬食品局

農林水産省総合食料局、消費・安全局、

生産局、農村振興局、農林水産技術会議

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国のカドミウム含有米買い上げ事業の終了を受け、汚染米の流通防止と農家の経営安定を図るため、県が汚染米を買入・処理する予定であることから、引き続き地方財政措置を講ずること。
- (2) 食品衛生法に基づく米のカドミウム濃度検査に際し、サンプリングの方法については、昭和45年の厚生省環境衛生局長通知以降示されていないことから、規格基準値の改正や、今日の流通状況に対応した標準的な手法を検討・提示すること。
- (3) 規格基準の改正により、農用地土壤汚染防止法に基づく指定地域の拡大が見込まれることから、客土等の恒久対策工事の予算確保と地方財政措置を継続すること。
- (4) カドミウム高吸収植物による土壤浄化技術の確立・実用化を急ぐとともに、収穫後の浄化植物（収奪植物）や汚染米の再利用技術の確立について支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査など様々な対策を講じて、カドミウム含有米の生産・流通防止に努めています。
- (2) 平成23年2月28日から食品衛生法の規格基準が改正・施行され、国の買い上げ事業が終了することに伴い、県が主体となって汚染米の買入・処理を行う予定です。
- (3) 規格基準の改正に伴い、当県においては、今後、農用地土壤汚染防止法に基づく追加指定が予想されることから、客土など恒久対策工事の着実な実施が課題になっております。

(4) 植物による土壤浄化技術は、新たなカドミウム低減対策として早期に実用化し、恒久対策の一つに位置づけられることが期待されています。

併せて、その普及拡大を図るには、現在焼却処理している収奪植物や食用に不適な汚染米の再利用技術の確立が急がれます。

秋田県における農用地土壤汚染対策のあらまし

米のカドミウム規格基準値の改正
(食品衛生法・農用地土壤汚染防止法)
(1.0ppm未満 → 0.4ppm以下)
(含有米の国買上事業が終了)

○役割分担

- ◇県 : 恒久対策の推進、汚染米の買入・処理
- ◇市町村 : 生産防止対策(計画策定、湛水管理実施状況の確認)
- ◇農業団体 : 流通防止対策(ロット毎の濃度分析調査、仕分け等の徹底)

農用地土壤汚染防止法に基づく対策 (恒久対策)

汚染地域指定面積	1,822ha
恒久対策実施済	1,592ha
恒久対策実施中	201ha
未実施区域(農振地域以外等)	29ha

恒久対策終了までの対策 (応急対策)

- ◆生産防止対策
 - ・湛水管理 13市町 19,400ha
 - ・湛水管理支援対策事業(県)
 - 湛水管理巡回員の設置経費への支援
 - 有害物質吸収抑制対策事業(国・県)
 - カドミウム吸収抑制資材の散布等

- ◆流通防止対策
 - ・7JA等出荷団体・県がロット調査 約35,000点
 - ・クロスチェックの実施(県)
 - ・カドミウム汚染米の買入・処理(県)
 - 基準値を超えた汚染米の買入・処理

- ◆植物浄化対策
 - ・ファイルによる土壤修復技術の実証(国・県)
 - ・H23年度実施面積 14カ所 11.6ha

- 細密調査による汚染地域の特定・指定
H22～H26年度 改正細密調査(県)
H25年度～新たな地域指定(予定)



- 公害防除特別土地改良事業(客土等)
H27年度～ 公特事業実施(予定)

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

III－4 果樹の改植等対策予算の確保について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

果樹の改植を支援する果樹経営支援対策事業と、成園となるまでの育成経費を助成する果樹未収益期間対策事業については、本県で相当規模の活用が見込まれていることから、平成24年度以降においても十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県では、果樹の優良品種への改植を推進しており、その支援策として果樹経営支援対策事業に取り組んできました。
- (2) 一方、平成22年12月下旬からの大雪により、りんごやとうの枝折れ、ぶどう棚の損壊などの果樹被害が極めて深刻となっており、経営を継続するための改植等の必要性がこれまでになく高まっています。
- (3) このため、本県独自の支援制度の創設や低利資金の融通などにより、樹体の修復やスポット的な改植・補植に対する支援を行っておりますが、雪害等を契機とした一定規模以上の樹園地の改植を促進するうえで、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間対策事業が非常に効果的な事業であり、農家からの期待も大きいものがあります。
- (4) 特に、平成24年の春以降の改植面積が大幅に増加していくことが予想されることから、引き続き十分な予算の確保が必要となっています。

(県担当課室名：農林水産部園芸振興課)

III－5 公務員獣医師・産業動物獣医師の確保対策について

農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

重大な動物感染症の防疫対策や生産現場における安全な畜産物の安定供給、食品の安全性の確保に重要な役割を果たす公務員獣医師、産業動物獣医師の確保を図るため、次の対策を講ずること。

- 大学教育において家畜衛生行政や公衆衛生行政及び産業動物診療の意義・必要性を周知するなど、新規獣医師の公務員分野及び産業動物分野への誘引措置を充実すること。
- 国の修学資金制度の継続と予算拡充を図ること。
- 獣医系大学における農業系高等学校からの推薦枠等を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 口蹄疫等の重大な家畜伝染病の防疫や畜産物の安全・安心の確保に加え、高病原性鳥インフルエンザやBSE等の人獣共通感染症の防疫対策など、公務員獣医師の果たす役割や重要性は、ますます増大しています。
- (2) 新規獣医師の過半数が愛玩動物診療分野に就業していること等から、当県をはじめ多くの都道府県において、公務員獣医師が慢性的に不足し、今後とも、その確保が困難になると予測されています。
- (3) 当県では、平成22年度から「秋田県獣医学生修学資金貸与条例」を制定するとともに、初任給調整手当の創設、職員研修制度の充実、採用試験の複数回実施などの対策に取り組んでいるが、公務員分野及び産業動物分野に就業する獣医師が不足している状況であり、一県の努力では克服し難い課題となっています。

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)
生活環境部生活衛生課)

III-6 農業農村整備対策予算の確保について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 農業農村整備対策予算について、当県の重点施策であるほ場整備が早急に必要な地域において対応できるよう予算を増額すること。
- (2) 「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」について、地域特性を活かした戦略作物の生産拡大に必要となる施設までを一体的・緊急的に整備できるよう制度拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農山村地域においては、急激な過疎化・高齢化の進展による後継者不足等により耕作放棄地が増大する状況にあり、早急に農地を担い手へ引き継ぐためには、できるだけ早期に生産基盤の整備を行う必要があります。このため、当県では農業法人等の育成や戦略作物の生産拡大に必要な取組と合わせて、県の「ふるさと秋田元気創造プラン」において年間五百ヘクタールのほ場整備目標面積を掲げ、重点施策として推進しており、このための予算増額が必要あります。
- (2) 当県では、県独自の「農林漁業振興臨時対策基金」を創設し、平成23年度より農林漁業者の所得確保や農林漁業の構造改革を加速するための取組を進めているところです。

本基金の設置期間は平成23年度から平成27年度までの5年間であり、これと「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」(国庫補助)とを合わせて実施する事業を主としており、本取組を推進するためには平成24年度以降の国庫補助事業の継続が必要不可欠であります。

この取組の中では、特に地域特性を活かした戦略作物の生産拡大に向け、モミガラ補助暗渠等による排水強化対策を実施しており、さらに今後これを推進するためハウス等の施設整備が一体的・緊急的に整備可能となるよう制度拡充し、より効果的な取組とすることが必要であります。

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

III-7 漁業経営セーフティネットの強化について

水産庁漁政部

【提案・要望の内容】

- (1) 燃油価格が高騰を続ける中でも、安定操業による水産物の安定的な供給ができるよう、漁業経営セーフティネット構築事業の補てん発動基準の引き下げを行い、漁業者にとって、より利用しやすい制度とすること。
- (2) また、発動によって積立額が不足した場合でも、年度途中での再積立を可能とする積立方式に見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) すでに中東情勢の不安定化を受けて上昇していた燃油価格は、今回の大地震災の影響で、さらに不透明感が増しています。
- (2) このため、漁業者は省エネ操業などによりコスト削減に努めていますが、輸入水産物の増加などにより魚価の低迷が続く中で、底びき網漁業を中心として、経営環境は一層悪化しています。
- (3) 平成22年度に創設された漁業経営セーフティネット構築事業は、漁業のコスト安定対策として期待されますが、補てんの発動基準が高いことから、本県での加入は進んでおりません。
- (4) また、補てんの発動によって積立額が不足しても年度途中の再積立てが出来ないことから、燃油価格の急激な上昇が持続した場合には、補てん金が打ち切られ、盛漁期を迎えても安心して操業出来ないことが懸念されています。

(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

III-8 森林整備の推進について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

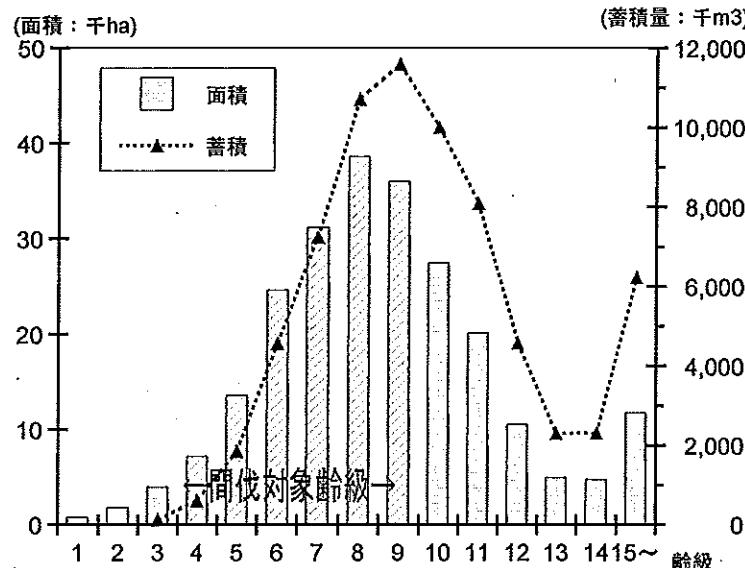
- (1) 国は、平成25年度から始まる地球温暖化防止対策の次期枠組みにおいて、森林のCO₂の吸収源としての位置づけを明確にし、その森林整備計画量を明らかにすること。
- (2) 間伐を推進するため、森林所有者の負担軽減につながる定額助成方式を平成24年度以降も継続すること。
- (3) 林内路網を恒久的かつ効果的に利用するため、林業専用道における主要構造物や森林作業道の全線敷砂利など作設基準を見直すこと。
- (4) 急速に拡大しているナラ枯れ被害の軽減を図るため、定額助成方式による防除対策を平成24年度以降も継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

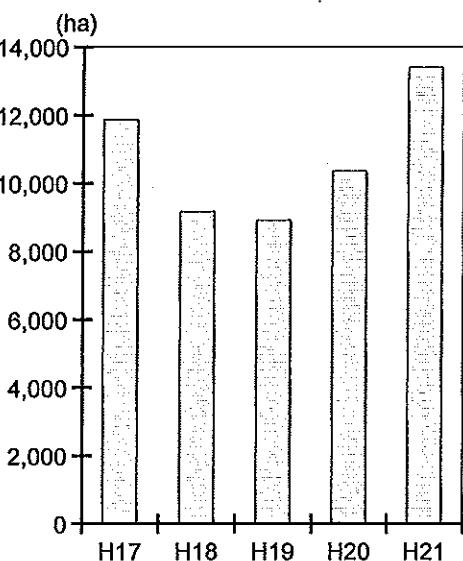
- (1) 東日本大震災による電力不足から、火力発電への依存が高まることで、CO₂の排出量が増大するものと見込まれます。
このため、森林の吸収源としての役割が益々重要になることから、次期枠組みにおいても、吸収源としての森林の位置づけと整備計画量を早期に明らかにすることで、農山村における雇用の安定的な確保、さらには農山村地域の活性化につながってまいります。
- (2) 所有者負担を伴わない定額助成間伐を推進したことで、近年落ち込んでいた間伐量が、平成21年度には過去最高の1万3千haになっています。
しかし、施業地の集約化を推進するには、小規模所有が多い当県にあっては、定額助成方式による間伐を経常的に実施していく必要があります。
- (3) 当県では、低コスト林業の早期確立をめざし、林道と作業道を高密度に配置した木材生産団地の整備に取り組んでいます。
このため、林内路網の基幹となる林道の公共事業への復活と、恒久的に利用できる構造基準での林業専用道・森林作業道の開設が必要になっています。
- (4) ナラ枯れ被害の拡大を防ぐためには、今年度創設した、高齢ナラ林を被害前に利用しナラ枯れに強い若い森林へ誘導する県単独事業と、定額助成方式による防除事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。

(参考資料)

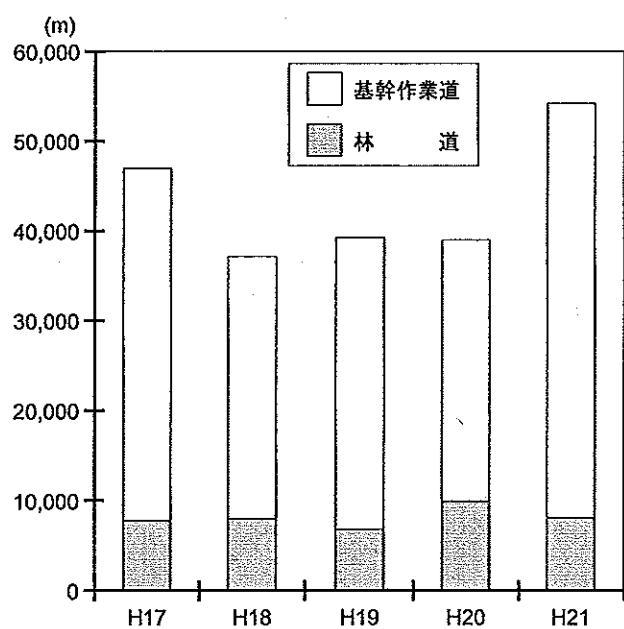
秋田県スギ人工林齡級構成



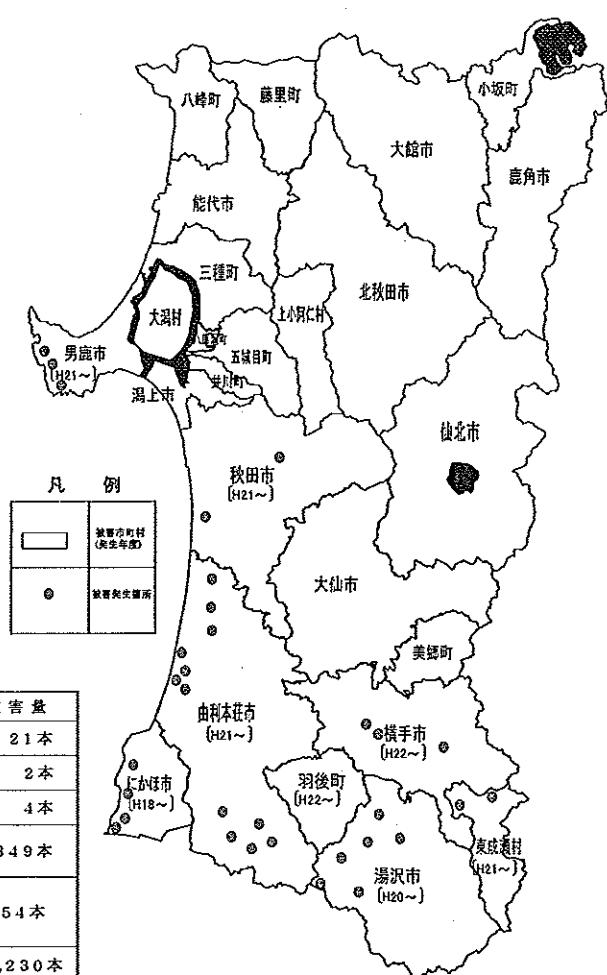
間伐面積の推移



路網開設延長の推移



ナラ枯れ被害市町村



年 度	被 害 市 町 村	被 害 量
H 18	にかほ市	21本
H 19	にかほ市	2本
H 20	にかほ市、湯沢市	4本
H 21	にかほ市、湯沢市、由利本荘市、東成瀬村、秋田市、男鹿市	349本
H 22	にかほ市、湯沢市、由利本荘市、東成瀬村、秋田市、男鹿市、横手市、羽後町	854本
計	8市町村	1,230本

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV－1 少子化対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

厚生労働省職業安定局、雇用均等・児童家庭局

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 結婚対策として、国が、出会いの場づくりや職場・学校教育などの幅広い分野における結婚に結びつく取組等を推進するとともに、個人の意思を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての意義・素晴らしさ等について、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、政策的に取り組むこと。
- (2) 男性育児休業取得者への育児休業給付金の引き上げ等、男性の育児休業中の経済的支援を充実するとともに、子育て支援に積極的な企業に対する優遇措置を拡充すること。
- (3) 安心子ども基金終了後についても、子どもを安心して生み育てることができるよう、必要な財源を引き続き確保するとともに、地域の実情に応じ、より弾力的で自由度の高い仕組みを構築すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降15年連続、婚姻率が平成12年以降10年連続して全国最下位で、人口減少率も5.2%と全国で最も高く、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。

このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、「秋田の少子化対策“2011”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しております。

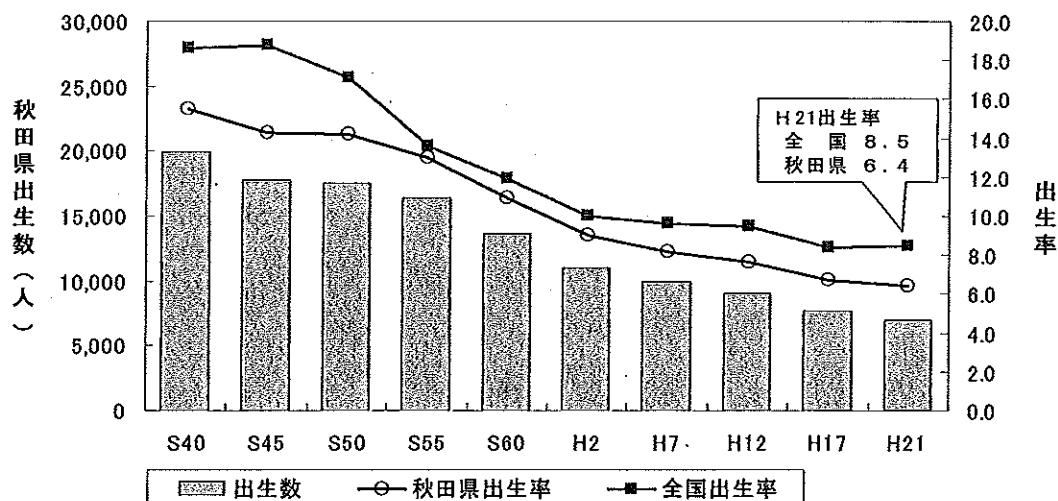
- (2) 少子化対策の主な取組として、「あきた結婚支援センター」を設置し、出会いの場の提供に加え、個別に相手とのマッチングを調整するシステムを導入し、結婚を希望する方々に対する出会い・結婚支援体制の充実を図っております。

また、男性の育児参加を進めるため、「お父さんも育休促進事業」等による経済支援を実施するほか、次世代育成支援員を配置し、子育てと仕事の両立が可能となる職場づくりを推進しております。

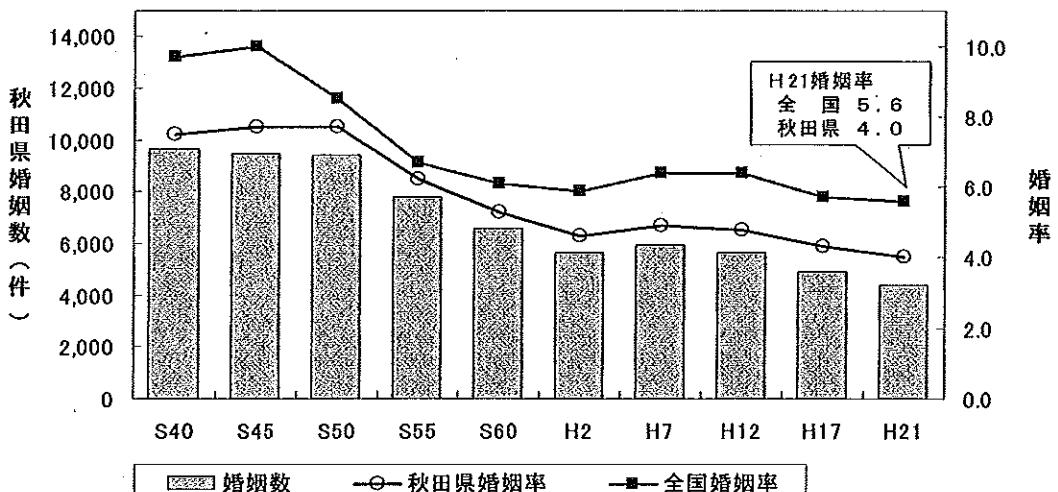
そのほか、「秋田県少子化対策基金」を造成し、民間の団体及び企業が行う子育て環境の整備、若者定着、結婚しやすい環境づくり等を支援する資金として活用しております。

- (3) 結婚への支援をはじめ、子ども・子育てへの支援は未来への投資であり、国の責任において積極的に進める必要があります。

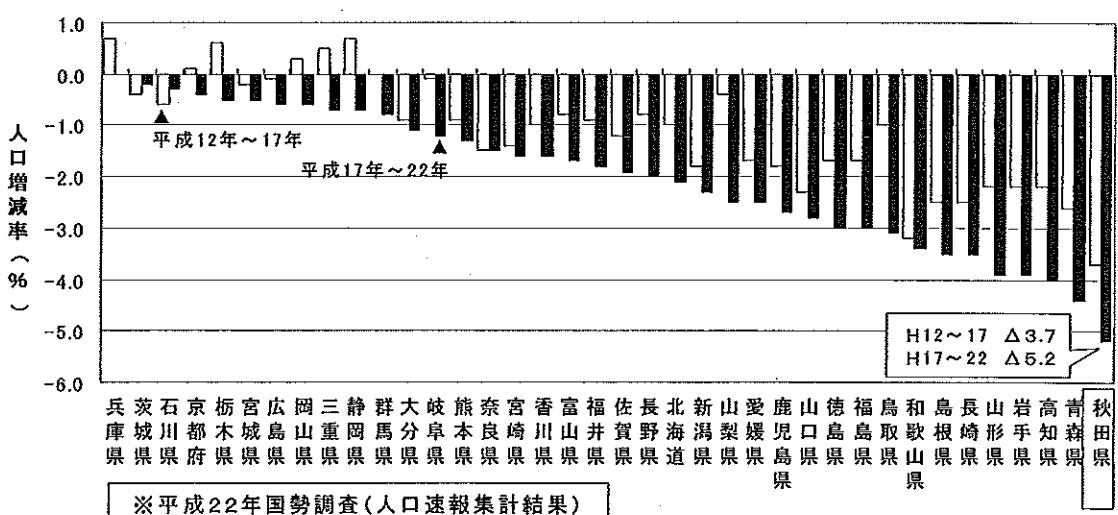
(参考1)当県の出生数・出生率



(参考2)当県の婚姻数・婚姻率



(参考3)都道府県別人口増減率(今回人口減少県)



(県担当課室名 企画振興部少子化対策局)

IV-2 子ども・子育て支援施策の充実及び子ども手当の見直しについて

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局、保険局、社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築にあたっては、国と地方の役割分担及び費用負担について地方の意見を十分反映させること。
特に、子ども手当については、平成23年10月以降の新たな制度設計に当たり、財政運営が厳しい地方の負担を強いることがないよう、国の責任において財源を確保すること。
- (2) 子どもに対する医療保険制度において自己負担をさらに軽減するとともに、対象の児童の年齢を引き上げること。
- (3) 母子寡婦福祉資金等の貸付支援において、父子家庭についても支援の対象とすること。
- (4) 中軽度の聴覚障害を有する児童の補聴器購入費用について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、出生数が平成16年以降連續して8,000人を割り込むなど、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いている。
このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、「秋田の少子化対策“2011”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しているところです。
- (2) 現在国において検討されている、幼保一体化を含む新たな次世代育成支

援のための包括的・一元的なシステムでは、サービス給付等に係る国と地方の役割分担も併せて検討することとされていますが、自治体の財政力に左右されることなく、全国どこでも一定水準のサービスを受けられるよう、国と地方の新たな役割分担や、それに伴う財源確保について、地方の意見を反映させが必要です。

- (3) 「子ども手当」は、地方と十分な協議が行われないまま、平成22年度から実施され、その制度が本年9月まで延長されています。
10月以降に施行される制度においては、財政状況の厳しい地方に引き続き負担を求められることや、現行制度からの変更の周知、手当支給システムの改修等各種事務が発生すること等が、大きな懸念材料となっています。
- (4) 子育て家庭に対する経済的支援としては、保育料や乳幼児医療費に対する助成などを図り、子どもを生み育てやすい社会づくりを進めていますが、財政事情が一段と厳しさを増す中で、県の段階で実施できる施策・事業とその効果には限界があります。
- (5) 当県では、父子世帯の6割以上が年間就労収入300万円未満の低所得世帯であり、全国の約4割を大きく上回っています。
また、ここ数年の雇用情勢等の悪化などにより、母子世帯と同様、父子世帯の置かれている状況も厳しさを増しており、父子世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子寡婦福祉資金等の貸付対象とする必要があります。
- (6) 聴覚に障害を有する児童が早期に補聴器を装用することは、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するのですが、中軽度の聴覚障害（聴力レベル30以上70デシベル未満）がある児童については、高額な補聴器を全額自己負担で購入している現状にあります。
このため、県では平成22年度から新たに、医師が装用を認めた中軽度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入費用の3分の1を市町村を通じ助成しています。また、市町村も県と同額程度の助成措置を行っていることから、国においても障害者自立支援法に準じた財政支援を行う必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部子育て支援課、長寿社会課、健康推進課)

IV-3 安心して出産できる環境づくりについて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

妊婦健診について、国の責任において安定的な財政措置を講じるとともに、事業実施主体である市町村に恒久的で効率的な制度を確立すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、急速な少子化へ歯止めをかけることが県政の最重要課題であり、妊婦の健康の増進と安心して出産できる環境づくりのため、平成15年度から妊婦健診に要する費用等について市町村に対し助成するなど、市町村の妊婦健診事業の充実強化を図る各種施策を積極的に展開してきました。
- (2) 国においても、平成21年2月からは、都道府県に対する妊婦健康診査臨時特例交付金制度及び市町村に対する財政措置を講じるなど、支援の充実が図られています。また、平成23年度分についても国の補正予算により1年間延長するなど暫定的な措置が取られていますが、平成24年度以降の取り扱いが未定なため、制度として不安定であり、国による安定的な財源の手当が喫緊の課題です。
また、事業実施主体である市町村に財政措置を一本化するなど、恒久的で効率的な制度を確立する必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

V-1 医師確保について

厚生労働省医政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

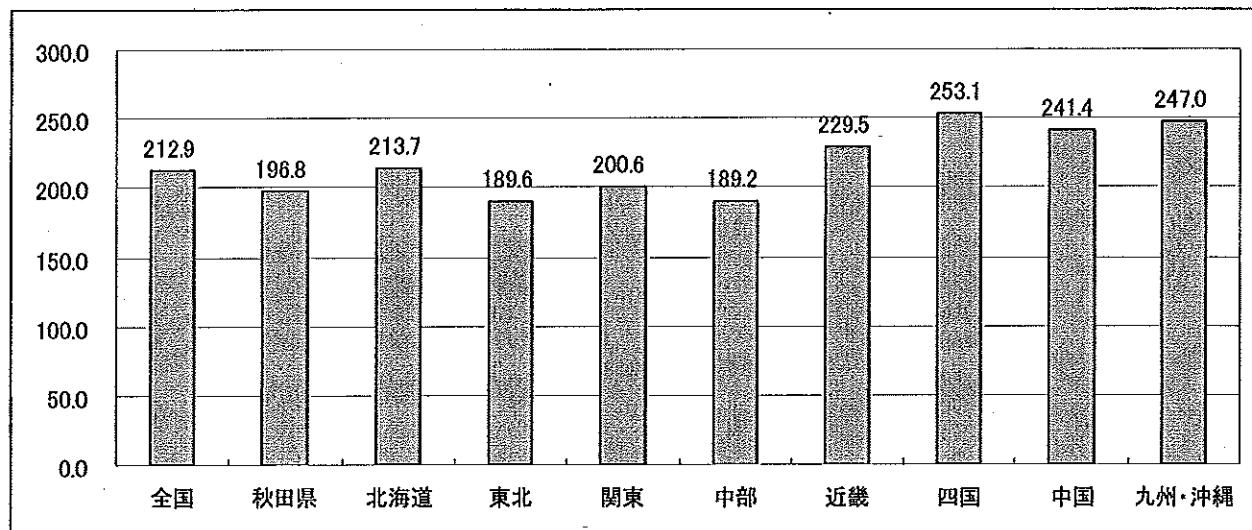
- (1) 地方の恒常的な医師不足の解消を図るとともに、災害に対応できる体制を確立するため、国において、地域毎、診療科毎の必要医師数を把握し、地域で不足している医師の養成を責任を持って行うこと。
地方の医師不足を解決する方策として、医学部の新設など、医学部入学定員の増加を図ること。
- (2) 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域での診療経験を付加することや、臨床研修修了後の過疎地勤務を義務づけるなど、医師の地域的な偏在や診療科偏在の解消に向けた制度を構築すること。
- (3) 病院勤務医の過酷な勤務実態を踏まえ、労働環境改善や負担軽減を図るため、診療報酬の抜本的見直しを含む適切な施策を講じること。
- (4) 医師の養成・確保について、国の責務として地方に財政負担を強いいることがないよう、十分な財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

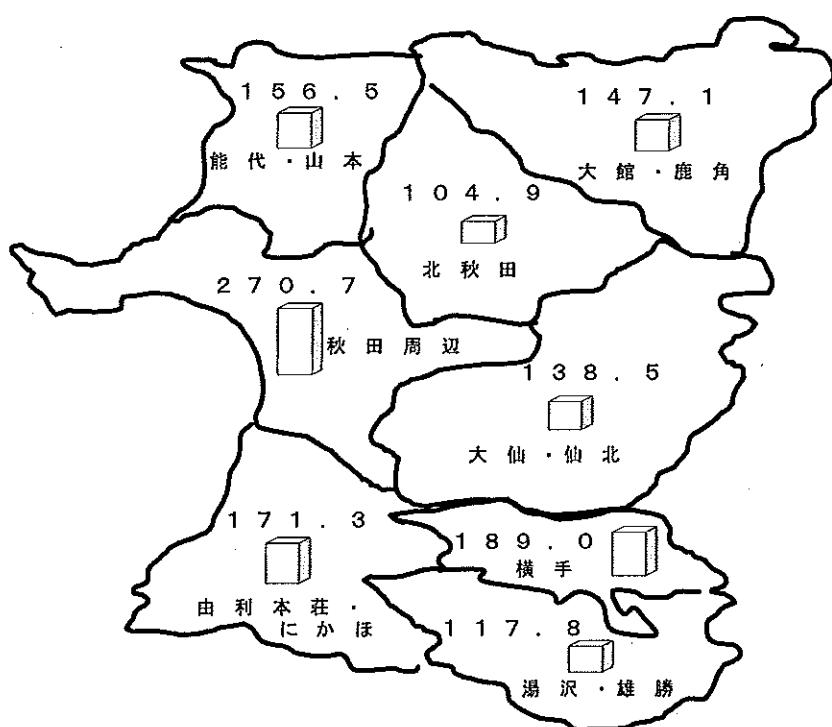
- (1) 東日本大震災では、医師不足地域である東北地方で大きな被害を受けたため、当県でもDMA Tを派遣したほか、医療救護班の継続派遣や被災地からの患者受入を行うなど、医療支援を行っています。
この対策は、地域医療を取り巻く環境がさらに深刻化しており、あらゆる診療科において医師が不足している中での対応となっています。
- (2) 現在、全国で医学部は80校あるものの、東日本に37校、西日本に43校と、医学部の地域偏在があります。さらに東日本では首都圏に集中しており、東北6県では各県1校という状況にあります。

- (3) 医師が都市部へ集中している中で、地域の中核的な病院においては、診療制限や入院病床の縮小などの措置がとられるなど、医師不足がさらに深刻化しています。
- (4) 平成22年度に当県で独自に実施した、医師労働時間調査によると、病院常勤医の当直を除く週当たりの平均勤務時間は52.4時間であり、60時間以上勤務している医師も全体の1/4以上という結果が出ており、病院勤務医の過酷な勤務実態が伺われます。
- (5) 「新医師確保総合対策」以降、医学部の定員増にあたっては、地方が奨学金を設定することが条件となっており、当県においては、平成22年度に医学生等に対する奨学金として211百万円を支出し、ピーク時の平成28年度では432百万円が見込まれるほか、臨床研修医の確保対策、大学への寄附講座の設置など、医師の養成・確保については、長期にわたり多大な財政負担が生じます。

〔地域ブロック別10万人対医療施設従事医師数（平成20年）〕



[二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成20年）]



(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室
教育庁高校教育課)

V-2 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (1) 二次医療圏における中核病院であるとともに、災害時において中心的な役割を果たす公的病院について、公立病院と同等の支援制度を創設すること。
- (2) 公立病院を設置している市町村が、不採算地区病院及び救急医療、周産期医療、小児医療等の機能を提供している公的病院に対して助成をした場合についても、特別交付税措置の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を公的病院である厚生連病院が担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、地域医療を担う役割を十分に果たすことが困難な状況にあることから、県及び市町村による支援を実施しており、多大な財政負担となっています。
- (2) 公立病院には、病床数に応じた財政措置（普通交付税）が行われていますが、公的病院については、病床数が多く地域の中核病院であっても対象外となっています。
- (3) また、公的病院に対する国の財政措置（特別交付税）については、公立病院を設置していない市町村が、不採算地区病院及び救急医療、周産期医療、小児医療等の機能を提供している公的病院に助成した場合が対象とされており、公立病院を設置している市町村は対象外となっています。

（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課）

V-3 がん対策の推進について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) がん検診の受診機会の拡大、精度管理の向上及び自己負担の軽減に向け、地方公共団体が独自に取り組んでいる受診促進策や未受診者への受診勧奨策に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) がん検診の受診率を正確に把握するため、市町村事業による検診受診率の算定方法の統一や、職域の受診率を集計するための手法の確立を図ること。
- (3) 地域がん登録の全国的な実施に向けた制度の確立と、十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) がんは、当県における死因の第一位で、年間4千人を超える方が亡くなっています。10万人あたりの死亡率は平成9年以降連続して、全国で最も高い状況にあります。こうした状況を踏まえ、当県では、「がん対策室」を発足させ、がんの予防から、早期発見、医療、緩和ケアに至る施策を一元的及び専門的に行う体制を強化したところです。
- (2) 当県の平成21年度の市町村におけるがん検診受診率については、胃がん14.6%、大腸がん23.2%、肺がん21.5%、子宮がん22.3%、乳がん20.4%となっており「秋田県がん対策推進計画」に掲げる「受診率50%以上」の目標を達成するには、更なる取組が強く求められます。
- (3) 当県では、国の基準では20歳以上の女性を対象として2年に1回実施することとされている子宮がん検診について、20歳から39歳までの女性が毎年受診できるよう県単独事業で市町村に助成しています。
また、県が設置した受診勧奨センターから市町村のがん検診未受診者に

対し、直接電話や手紙で受診を呼びかける、いわゆるコール・リコール事業の対象となるモデル市を1市から3市に拡充して実施します。

平成23年度は、これに加え、市町村を通じ胃がん検診について無料で受診できるクーポン券を、40歳と50歳の県民に配布することとし、その検診費用と事務費を市町村に助成します。

(4) 市町村が行うがん検診については、地域ごとの対象者数の定義にバラつきがあるほか、職域におけるがん検診については、国において集計する手法が確立されていません。

当県においては、各医療機関の協力を得て、職域を含めた県全体のがん検診受診率の把握に取り組みます。

(5) 適切ながん対策を進めるためには、がんの罹患状況を正確に把握することが重要であり、地域がん登録を全国的に統一した方法で推進する必要があります。そのため、地域がん登録の全都道府県における実施に向けた制度の確立や十分な財源の確保を図る必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課がん対策室)

V-4 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の継続について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

平成24年3月31日までの期間限定で実施されている子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を、平成24年度以降も継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が、平成22年11月26日から24年3月31日までの期間限定で実施されていますが、当県においては、国の補助基準額（基準となる接種経費の9／10）を越える部分（基準となる接種経費の1／10）について県と市町村とで負担することにより、全市町村において対象者の接種費用を全額公費負担する体制を整え、接種の促進に取り組んでいます。

(2) その結果、事業開始から平成23年2月までに、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンでは約6,000人、子宮頸がん予防ワクチンでは約3,800人が接種を始めており、延べ接種回数はそれぞれ約7,100回、5,600回となっています。

今後、接種の促進と接種希望者の負担軽減のため、平成24年度以降も当該事業の継続が必要です。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

V－5 特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) 胆道閉鎖症などの公費負担制度から除かれている疾患について、患者が安心して継続的に治療が受けられるよう特定疾患治療研究事業の対象疾患を拡大すること。
- (2) 県の超過負担となっている特定疾患治療研究事業費について、国が定めている負担割合を維持できるよう、必要な財源を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患のうち、特定疾患治療研究事業の対象となっていない胆道閉鎖症などの疾患については、20歳を超えた時点から医療費の自己負担が大きくなります。このため、患者が安心して治療を継続するためには、特定疾患治療研究事業の対象として認定する必要があります。
- (2) 国が定める特定疾患治療研究事業費の補助率は、国及び県がそれぞれ2分の1となっていますが、平成13年度以降、国庫負担額が減少し続けています。このため、県の超過負担額が大幅に増加しており、平成22年度は実質的な国・県の負担割合は、国4分の1、県4分の3となっています。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

VI-1 地域イノベーションの創出の促進について

文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局
経済産業省産業技術環境局

【提案・要望の内容】

地域の特性を生かした研究開発や产学官連携のコーディネート機能の強化などに対する財政支援を充実させること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

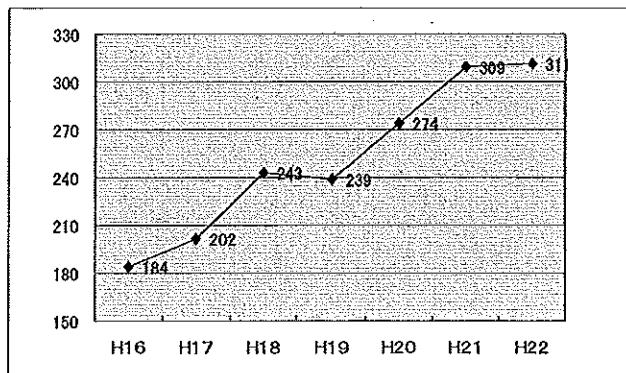
当県では、技術立県を目指し、产学官が一体となり、輸送機部品や医療機器の製造に対する重点的な支援、資源・環境・リサイクル技術の活用や新エネルギーの導入など、産業の活性化に向けた取組を積極的に行ってています。

しかし、東日本大震災や世界的な経済不況の中で、当県の経済・雇用状況は更に厳しく、産業集積も進んでいない状況にあります。

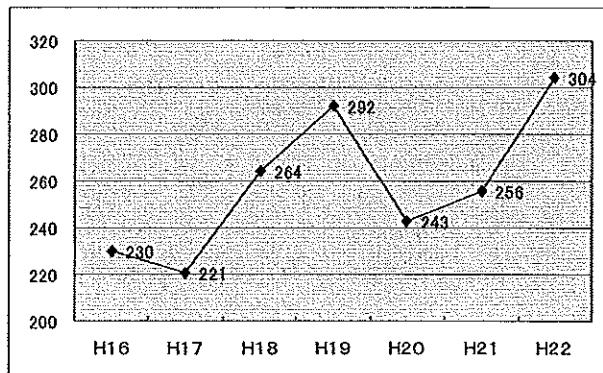
地域資源を活用した研究開発を促進し、県内産業の振興を図るために、地域資金投入要件の緩和や研究開発費に対する助成を支援メニューに加えるなど、地域の実情に合わせた利便性の高い競争的研究開発資金を充実させるとともに、产学官連携を担う国や地方公共団体のコーディネータの確保やスキルアップの取組への助成など、新事業・新産業が持続的に創出される環境を整備する必要があります。

(参考)

○県内の大学・公設試験研究機関等における共同研究件数



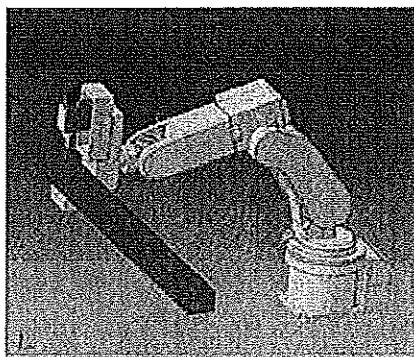
○県内の大学等における競争的研究資金獲得件数



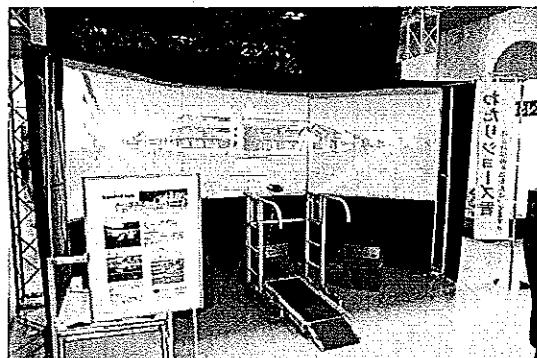
○産業活性化に向けた取組

事業名	事業内容
产学官連携促進事業	秋田県の強みである研究分野を中心に、新事業・新産業創出に繋がるプロジェクトを、そのステージに合わせて支援
医工連携推進事業	臨床ニーズと企業の技術シーズのマッチングによる研究開発の推進、医療機器産業の振興
航空機産業の育成に関する取組	輸送機コンソーシアムによる情報提供、受注活動、人材育成等の推進、秋田県産業技術センターによる新素材加工技術の開発
自動車関連産業振興に関する取組	自動車関連企業、大学、支援機関等の連携・協働による生産技術向上、人材育成の支援、受注活動の促進
環境調和型産業集積支援事業	県内で発生する産業廃棄物、一般廃棄物又は有価原料等をリサイクル原料とする、先導的な3R事業に係る研究開発への支援

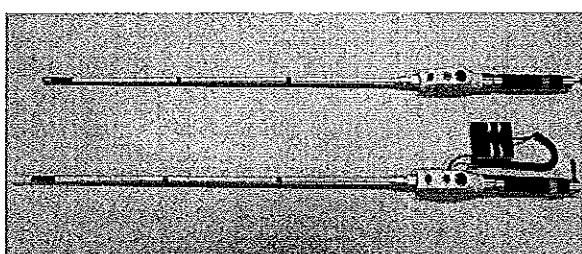
○技術移転に向けた研究成果の事例



硬さ試験器用グリッパ
(秋田県産業技術センター×県内企業)



歩行環境シミュレータ
(秋田大学×県内企業)



スマート電子白杖
(秋田県立大学×県内企業)

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課、
産業労働部地域産業振興課)

VI-2 地上デジタルテレビ放送視聴への支援について

総務省情報流通行政局

【提案・要望の内容】

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、衛星デジタル放送による暫定的な受信対策の対象となる世帯については、地上デジタル放送の視聴が早期に可能となるよう、共同受信施設の整備や高性能アンテナの設置などの恒久的対策の支援を、全世帯が完了するまで継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県では、地上放送のデジタル化によってテレビが視聴できなくなる「新たな難視」地区として4,300世帯以上が把握されていますが、このうち約2,400世帯については、アナログ放送の終了する本年7月24日までに恒久的な対策が完了しない見込みとなっています（平成23年3月末現在）。

このような世帯を対象として、国が衛星デジタル放送による受信対策を実施する方針ですが、これは平成27年3月までの暫定的措置であり、東京キー局の番組を標準画質で送信するなど限定的な放送内容となっています。

このため、暫定的措置の対象となる世帯では、防災情報をはじめ県民生活に不可欠な地域情報の入手が困難になることが懸念され、できるだけ早期に恒久的対策へ切り替える必要があります。

また、共同受信施設整備のための「共聴組合」の合意形成が遅れている地区も多いことから、国による相談体制を強化し、県内全ての世帯で地上デジタル放送が視聴できるようになるまで、支援を継続していく必要があります。

（県担当課室名 企画振興部情報企画課）

VII-1 小・中学校の教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 小学校2年生以上における35人以下学級の着実な実現とともに、指導方法工夫改善のための加配を活用した少人数授業が効果を上げている現状を踏まえ、現在の加配数を維持するなど一層の充実を図ること。
- (2) 小・中学校の学校統合に対しては、児童生徒の教育環境の激変を緩和するため、市町村合併に伴わない統合を含め教職員の加配措置を講じること。
- (3) 養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員の定数改善を図るため、養護教諭の複数配置の算定基準、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準をそれぞれ見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、子ども一人一人にきめ細かな指導を行うためには、少人数学級の実現と少人数学習（チーム・ティーチング等）の両輪が不可欠であり、当県の少人数学習推進事業はそれらが相まって効果を上げています。

平成19年より行われた「全国学力・学習状況調査」において、当県は4年連続で小学校・中学校ともに全国トップクラスの成績を収めていますが、これは平成13年度から全国に先駆けて実施している小1・2年の30人程度学級編制（平成14年度からは中1にも拡大）や、その他の学年での少人数授業への積極的な取組の成果の一つと考えられます。

当県では、これまでの小学校1・2年生の30人程度の少人数学級を小学校3年生まで拡充し、更なる安定した学校生活と基礎学力の定着・向上を目指しています。

今後、国においては、小学校2年生以上における35人以下学級の着実な実現とともに、少人数指導のための指導方法工夫改善定数を減らすことのないよう、現在の加配定数を維持するようお願いします。

なお、採用数等、将来を見通した定数管理をするため、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を早期に示していただく必要があり、中長期的な計画の策定をお願いします。

(2) 当県は少子化の進行（平成7年以来15年連続出生率全国最下位）や市町村合併に伴う学校統合が進み、教職員定数の激減による影響が懸念されています。

平成22年、中央教育審議会初等中等教育分科会の「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」の中で、「市町村合併に伴わない学校の統合に対して、児童生徒の教育環境の激変を緩和するために教職員の加配措置をすることが必要」とされています。

小・中学校の適正配置に向けた市町村の取組を支援するため、市町村合併に伴わない学校統合に対しても、早期に教職員定数の激変緩和措置を講じるようお願いします。

(3) 養護教諭については、都市部の比較的規模の大きい小・中学校と農村部の小規模校とで配置が同じ1名という状況であり、保健室利用率の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化・多様化する問題の解決など教職員の負担の格差を是正する必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められており、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

また、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員が学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、事務職員の定数改善をお願いします。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)

VII-2 保育所運営費の拡充による保育士の待遇改善について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 子どもの保育を直接担う保育士の就労環境については、身分的に不安定な非正規雇用が多いことや賃金レベルが低いなどの実状がある。保育士の待遇を改善することは保育所における保育の質を確保し、待機児童を解消することにもつながることから、とりわけ私立保育所に勤務する保育士について、保育所運営費負担金制度の保育単価を見直すなど保育所運営費を拡充し、保育士の待遇改善に向けた措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 女性の就労人口が増大し、保育の需要が確実に増えている現在、保育所では保護者の多様な保育ニーズに対応するために保育士を安定的に確保する必要があります。

一方で、保育士の養成機関である四年制大学や短大等から輩出される学生の多くは、保育士を正規職員として採用する保育所が公立・私立ともに少なくなっているため、身分が安定している正規職員としての県内就職が難しい状況にあります。

- (2) また、私立保育所においては、正規職員として雇用された場合でも、多忙な就労環境に加え賃金レベルが低いために、比較的短期間に離職するケースが見受けられるなど、保育士を確保することが困難となっています。

- (3) 保育士の待遇改善は、保育所における保育の質を確保し、待機児童を解消することにもつながることから、保育所が年間を通じて安定的にマンパワーを確保し、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えられるよう、保育所運営費負担金制度の現行の保育単価を見直すなど保育所運営費を拡充する必要があります。

【参考資料】

平成23年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職種	格付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調整数	基本額
所長	(福) 2-33	253,400円	—	—
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	1	9,200円
保育士	(福) 1-29	195,228円	1	7,800円
調理員等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

(注) 保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを示したものであり、格付とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

主任保育士と保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としており、特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

(県担当課室名 教育庁幼保推進課)

VII-3 地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 公立大学に対する地方交付税措置については、安定的な大学運営費用の確保のため、学生一人当たりに要する経費（単位費用）を引き上げること。
- (2) 地方の国立大学法人に対する運営費交付金については、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県のように大学が少ない地域においては、国公立大学は高等教育機関の中核的な役割を担っているほか、医師の確保や産業の振興に大きな役割を果たしています。

地方の国公立大学が、引き続き有為な人材を育成するとともに、産業、芸術・文化、医療など多様な分野において地域に貢献し、知の拠点としての役割を担っていくためには、財政面での支援が必要です。

- (1) 公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されており、平成22年度の単位費用は一定の増額を見たところであります。が、安定的な運営を維持するには十分とは言えません。特に、当県においては、少人数教育等により重点的に教育の質の向上を図っているところであります。引き続き公立大学の単位費用を増額する必要があります。
- (2) 国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、地方の国立大学法人が安定的な運営を維持できるよう、配慮する必要があります。

（県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課）

VII-4 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について

文化庁文化財部

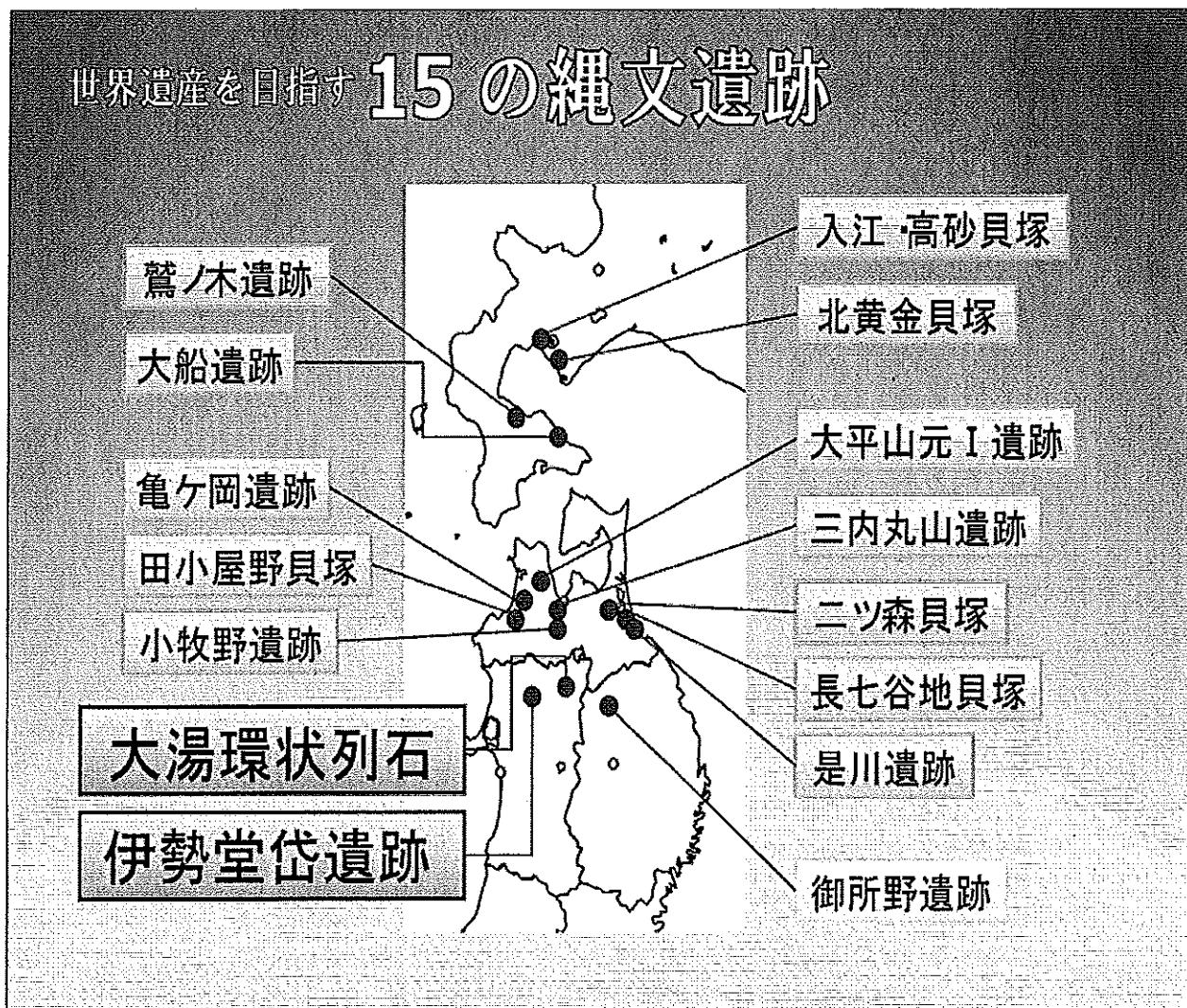
【提案・要望の内容】

- (1) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録について、平成25年度を目標としている国から世界遺産委員会への推薦に向け推薦書作成作業を進めているが、世界遺産委員会の動向や世界遺産に関する最新の研究など作成のための情報提供について支援すること。
- (2) 県が実施する、同遺跡群の価値や魅力を普及啓発し、登録に向けた国内気運を醸成するための各種情報発信の取組についても国庫補助の対象に含めるなどにより、世界遺産登録の推進について支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、北海道・北東北地域に所在する、縄文時代を代表する15の遺跡から構成されており、当県からは、特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡が含まれています。
「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」について推薦書作成の準備を進め、平成25年度の国から世界遺産委員会への推薦、平成27年度の世界遺産委員会での審議・登録実現を目指しています。
- (2) 登録推進に当たっては、当県をはじめ北海道、青森県、岩手県の4道県が共同して事業を進めていく協定を締結し、推薦書の作成等を行うほか、縄文遺跡群に関し、国内外の専門家を招聘してのシンポジウムや出土品の展示会を開催するなど、遺跡群の価値や魅力などを広く国内外に普及啓発するための情報発信事業などに取り組んでいます。

■ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成遺跡位置図

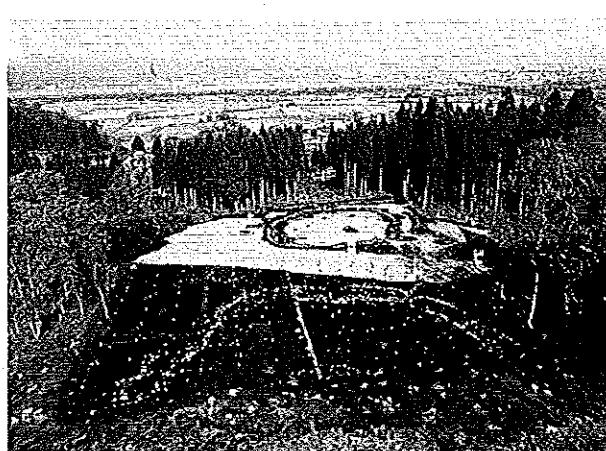


■ 秋田県の2遺跡の概要

国指定特別史跡	大湯環状列石(鹿角市)
	米代川支流の大湯川左岸の舌状台地上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた縄文人の壮大な記念物である。環状列石の周囲には、壇立柱建物跡・土抗・貯蔵穴などが列石を取り囲むように同心円状に分布する。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、これを中心に自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられ、縄文人の葬送儀礼、祈りとまつりなどを考える上で重要である。



国指定史跡	伊勢堂岱遺跡(北秋田市)
	米代川中流域の左岸の河岸段丘上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の4つの環状列石を主体とする大規模な祭祀の場と考えられ、環状列石の石組みには、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。環状列石周辺からは、土抗墓・配石遺構・壇立柱建物跡・溝状遺構などが確認されている。縄文時代の祈りとまつりなどを考える上で重要である。



(県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室)

VIII-1 秋田港の整備促進と日本海側拠点港（仮称）への選定について

国土交通省港湾局

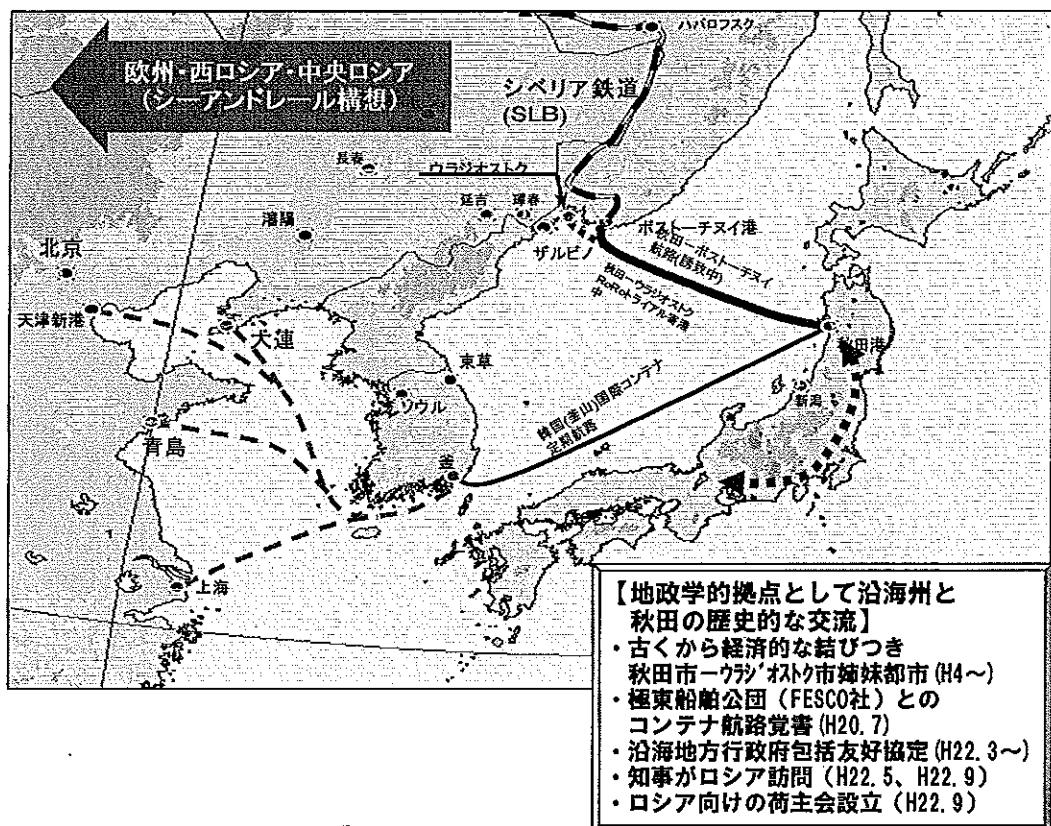
【提案・要望の内容】

- (1) 秋田港は、日本海側の国際物流において環日本海地域との短絡航路であり、震災時には太平洋側港湾の代替機能を果たすなど、地政学的・地理的拠点性を有していることを踏まえ、日本海側拠点港（仮称）への選定と整備促進を図ること。
- (2) 秋田港は、環日本海シーアンドレール構想の実現に向け、地元民間団体と行政が一体となって積極的に取り組んでいることから、港湾機能強化の早期実現に向けた支援を図ること。
- (3) 通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする、港内静穏度のさらなる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備促進を図ること。

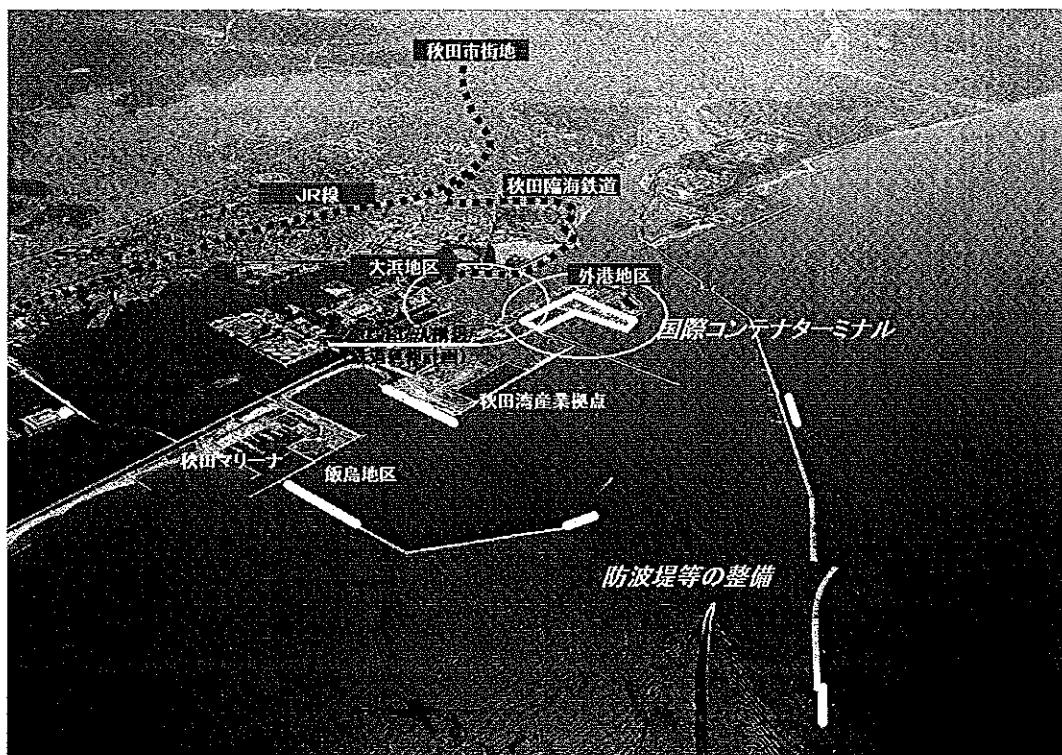
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成22年8月、「新規直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾」に選定された秋田港は、東日本大震災により被災した太平洋側の代替拠点として、被災地域への救援部隊・物資の拠点となるとともに、東北経済活動を支える物流拠点として重要な役割を果たしています。
- (2) 秋田港は、成長を続ける東アジア・中国・ロシアとの貿易において地理的優位性があるほか、地政学的拠点として沿海州と歴史的な交流実績を有しており、平成22年10月に秋田商工会議所が主体となって策定した「日本海拠点港湾戦略ビジョン」をもとに、日本海側地域及び東北圏における物流拠点として、日本海側拠点港（仮称）に提案応募する予定です。
- (3) 本県とロシア沿海地方政府は、平成22年3月、両自治体間の経済を中心とする学術、教育など幅広い分野で協力関係の拡大を目指す包括協定を締結しており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現を念頭に、両地域の海上・鉄道輸送網の発展に向け、共に努力することで合意しています。
- (4) 本県がロシア側に要請してきた「シベリア鉄道の高速化」等について、平成22年7月にロシア当局からその方針が示されており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現に向けた環境が整いつつあり、秋田港とロシア極東を結ぶ環日本海航路の開設に向けた取組などを進めています。

秋田港の日本海側拠点港（辰崎）への構想



秋田市街地 沿岸部構造物図



(県担当課室名 建設交通部港湾空港課)

VIII-2 高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

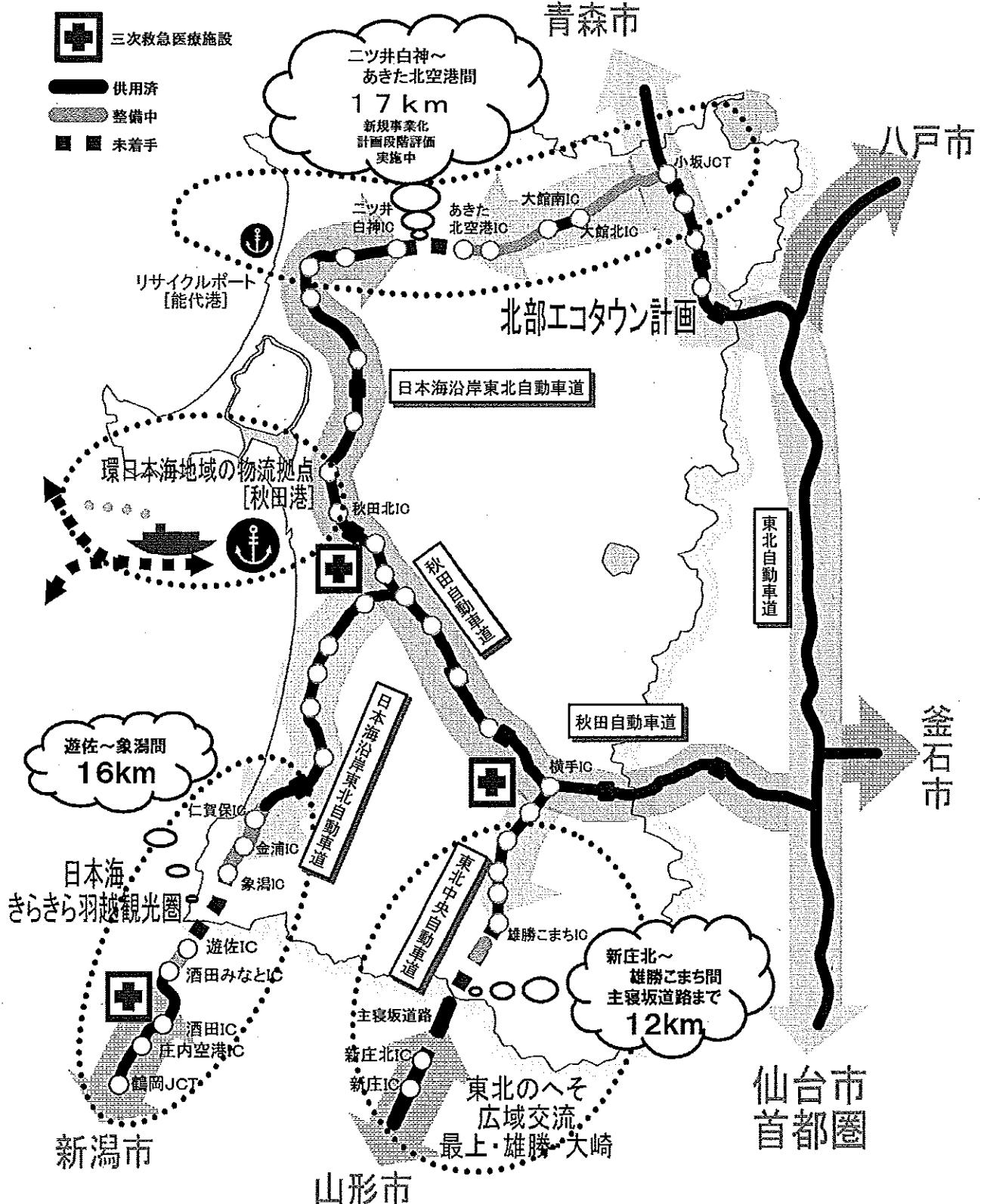
- (1) 高速道路は、広域防災ネットワークの構築や、企業立地・観光振興、物流・生活コストの軽減など、地方の自立や発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成すること。
- (2) 現在事業中の区間については、県内外との交流を活発にするため、建設スピードを落とすことなく早期整備を図ること。
- (3) 事業未着手区間である日本海沿岸東北自動車道「遊佐～象潟間」及び「二ツ井白神～あきた北空港間」、並びに東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち間」について、社会資本整備審議会で整備手法を明確にするとともに、早期に事業着手すること。
- (4) とりわけ、計画段階評価実施中の「二ツ井白神～あきた北空港間」については、必要な調査を早期に行い、平成23年度中に新規事業採択時評価を経て、すみやかに事業化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内の高速道路は、秋田自動車道が東北自動車道に接続している他は全て県内で止まっており、物流の効率化や交流の促進、災害時の防災ネットワークの確立等、地方の自立や産業・経済発展の妨げとなっています。
- (2) 東日本大震災において、高速道路は他の交通インフラに比べいち早く物流機能を回復し、被災地への救援物資の輸送、物流ルート確保による企業活動の支援等において重要な役割を発揮したところです。
大規模災害時におけるリダンダンシーとしての日本海国土軸の重要性が改めて認識されたところであります、ミッシングリンク解消による早期のネットワーク完成が求められています。
- (3) 傷病者の救命率向上には、三次救急医療施設への搬送時間の短縮が必要であることから、速達性や走行性に優れた高規格幹線道路の早期整備による救急医療体制の充実が求められています。
- (4) 当県では、高速道路へのアクセス道路の整備等、高速交通体系構築に向けた事業を重点的に推進しています。
 - ・日沿道「二ツ井白神～あきた北空港」関連事業——小ヶ田工区
 - ・日沿道「象潟仁賀保道路」関連事業——荒屋妻工区

秋田県高規格幹線道路網図

平成23年4月



(県担当課室名 建設交通部道路課)

VIII-3 秋田県の産業・生活を支える国道7号の整備促進について（下浜道路・秋田南バイパス）

国土交通省道路局

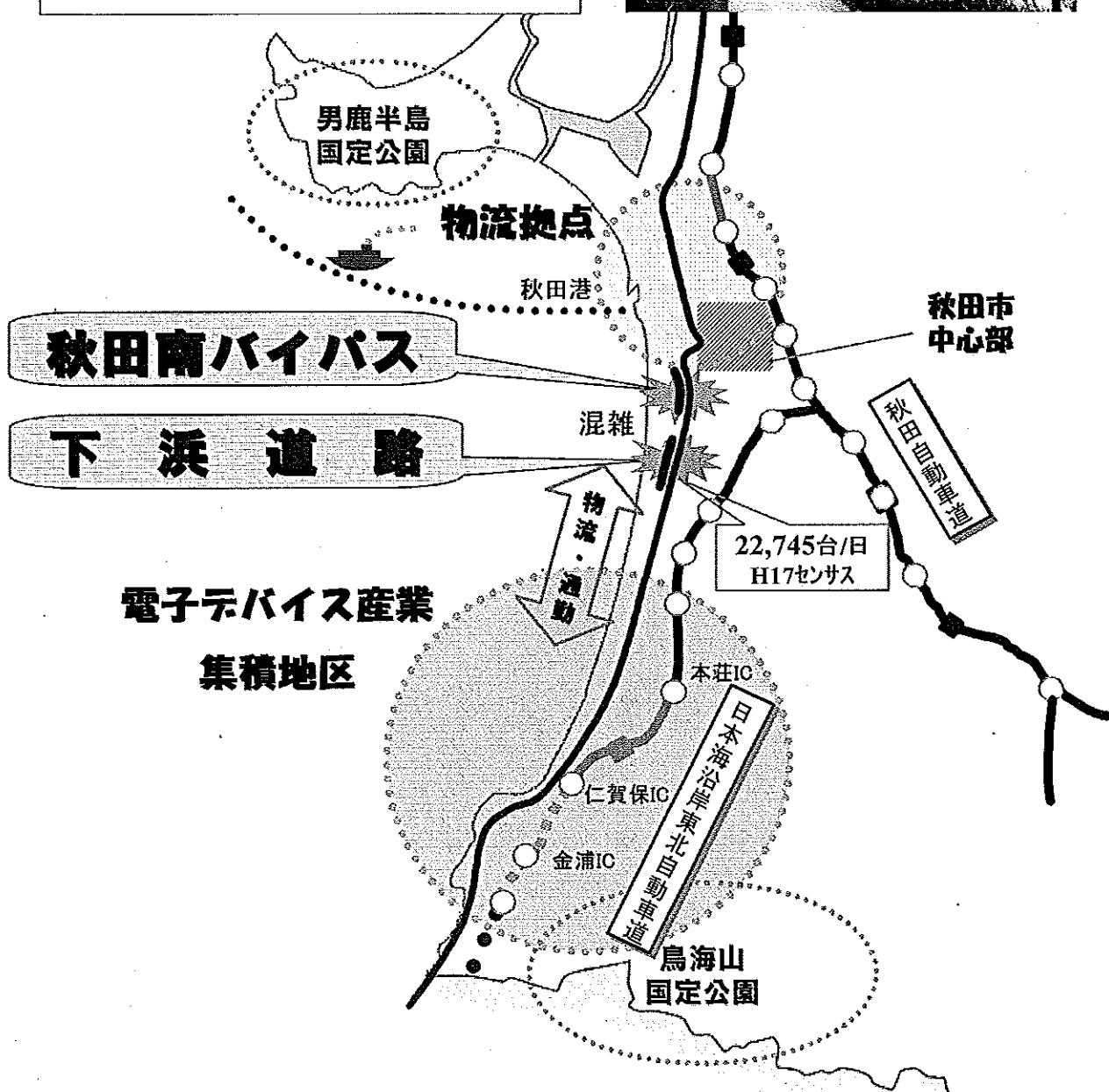
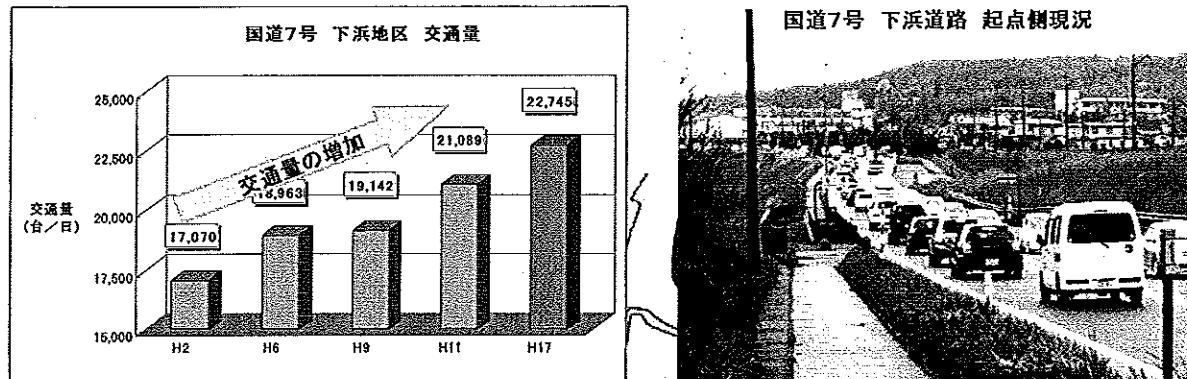
【提案・要望の内容】

県都秋田市周辺における交通の円滑化を図るため、国道7号下浜道路と秋田南バイパスの整備を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道7号は、日本海側の広域的な交通ネットワークを形成するとともに、日本海沿岸東北自動車道と相互補完の機能を有することから、特に災害等の緊急時においては地域住民の生活に欠かせないリダンダンシーを確保する重要な幹線道路です。
- (2) 国道7号は、本県の製造品出荷額の約8割を占める電子デバイス産業が集積している本荘由利地域と物流拠点の秋田港などを結ぶ広域物流ルートを形成しています。
- (3) 国道7号は、県南部から秋田市中心部に直結する最短の幹線ルートであるにもかかわらず、下浜地区では、1日2万台以上の交通量が片側1車線の狭隘な区間を通過しており、慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している状況です。
また、通勤時間帯に渋滞が発生している秋田南バイパス事業区間では、渋滞回避車両が生活道路に流入し、生活道路の渋滞も引き起こす悪循環に陥っています。
- (4) 当県では、下浜道路へのアクセス道路として、県道川添下浜停車場線（羽川工区）の整備を推進しています。

国道7号 整備促進



VIII-4 地方における航空ネットワークの維持について

国土交通省航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 羽田空港の国内線発着枠の配分に当たっては、都市と地方の地域格差解消、交流人口の拡大などの観点から地方路線に配慮した配分を行うこと。
- (2) 伊丹空港の発着枠をより有効に活用するため、低騒音のリージョナルジェット機については、プロペラ機枠での取扱いができるよう、便数、機材の規制を緩和すること。
- (3) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に地元自治体と協議を行う制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 経済、産業の中心である首都東京との結びつきの強化は、企業の競争力の向上、観光産業の活性化など地域振興を図る上で極めて重要であり、地方と羽田空港とを結ぶ路線の利便性向上が求められています。
- (2) 伊丹空港のプロペラ機枠においては、リージョナルジェット機のプロペラ機枠への転用が限定的であることから、発着枠に余剰が生じています。本県においても秋田～伊丹線が、昨年の10月末から50人乗りの機材に小型化され、県外観光客の誘客や修学旅行などの団体利用への影響が生じています。
- (3) 地理的ハンディキャップを克服し、各地との交流を促進する上で、航空路線は大きな役割を果たしていますが、景気低迷の影響を受け、航空会社において路線の見直しが進められています。
航空会社の経営効率だけで判断すれば、高速交通ネットワークの機能低下を招き、地方経済の衰退と首都圏への一極集中が同時に加速する恐れがあります。

(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

VIII-5 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車交通局

【提案・要望の内容】

- (1) 東日本大震災や原発事故の風評被害等による第三セクター鉄道の収入減に対する運営費補助等の財政支援を行うこと。
- (2) 積雪地域の実情に配慮し、第三セクター鉄道の除雪費に対する支援制度の創設を図ること。
- (3) 路線バスに対する国の支援は、過疎化等の地方の実態に応じて、輸送量による補助要件や平均乗車密度によるカット要件を緩和すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県の第三セクター鉄道は、住民の移動手段であるとともに、観光資源としても重要な役割を果たしていますが、東日本大震災や原発事故の影響により、国内外からの観光客の大幅な減少が見込まれ、経営の悪化が懸念されています。
- (2) 本県の第三セクター鉄道は、積雪寒冷地を運行するため、昨冬のような豪雪時には除雪費が掛かり増しとなり、安定的な経営を困難にする要因となっています。
- (3) 本県では、主要な地域間を結ぶバス路線でも、過疎化等の影響により、その多くが国庫補助要件の輸送量を満たすのが難しいほか、対象路線でも、ほとんどの場合、平均乗車密度不足により対象経費がカットされています。そのため、国庫補助を受けられない部分に対し、県と市町村が、路線維持を図るため、独自の助成を行っています。

1 秋田内陸線の状況

● 東日本大震災後の団体キャンセル件数

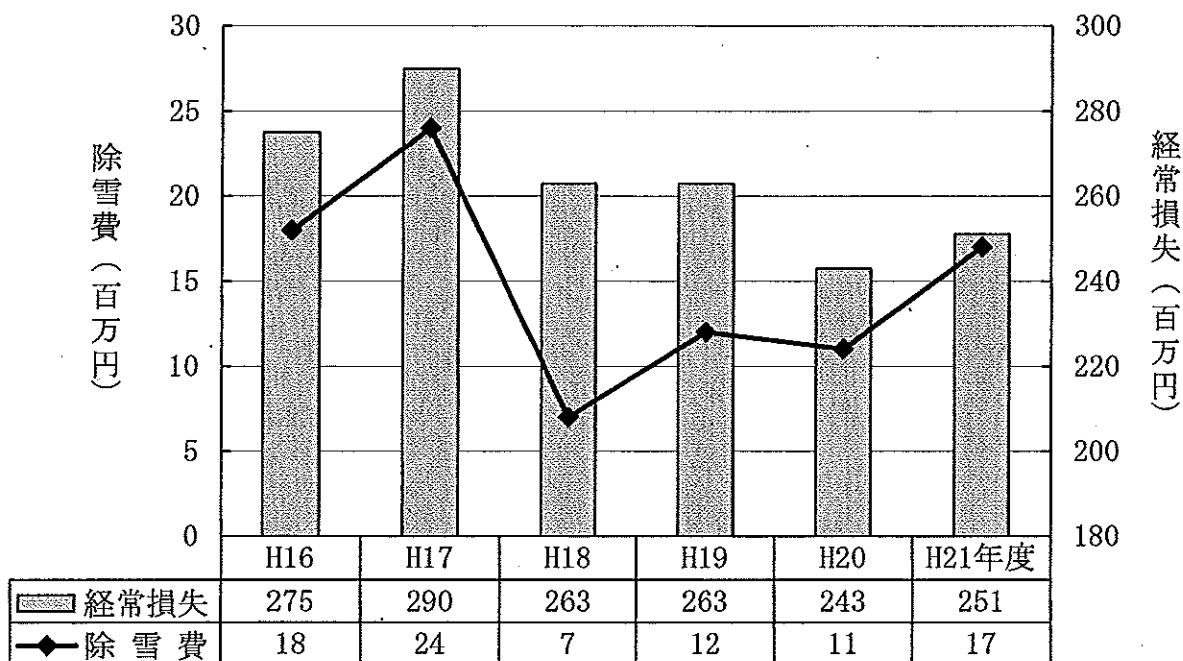
H23. 3月	13件 (うち海外7件) 366人
H23. 4月	12件 (うち海外2件) 480人
計	25件 (うち海外9件) 846人

【参考】旅行エージェント団体実績

(H22年度速報値)

国 内	171件 7,539人
海 外	270件 6,679人
計	441件 14,218人

● 除雪費の推移



2 県内の路線バスの状況

	H18	H19	H20	H21	H22
生活路線バス系統数	548	571	583	508	350
黒字系統数	96	109	97	111	74
赤字系統数	452	462	486	397	276
うち国庫補助系統数	37	36	29	26	27
平均乗車密度 5人以上	4	2	1	2	0
平均乗車密度 3人以上5人未満	18	21	16	11	11
平均乗車密度 3人未満	15	13	12	13	16

全ての国庫補助系統が
平均乗車密度カット要件
に該当

(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

VIII-6 地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の促進について

国土交通省都市・地域整備局、住宅局

【提案・要望の内容】

- (1) 都市における土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、秋田市中通一丁目地区や大仙市大曲通町地区の市街地再開発事業の促進を図ること。
- (2) 地域の創意工夫を活かした地域再生・都市再生の推進を図るため、鹿角市中心市街地地区（鹿角市）等の都市再生整備計画事業の促進を図ること。
- (3) 都市圏の渋滞緩和や魅力あるまちづくりを進めるため、県施行の川尻広面線・新屋土崎線や、市施行の秋田市外旭川新川線・横手市中央線等の事業の促進を図ること。

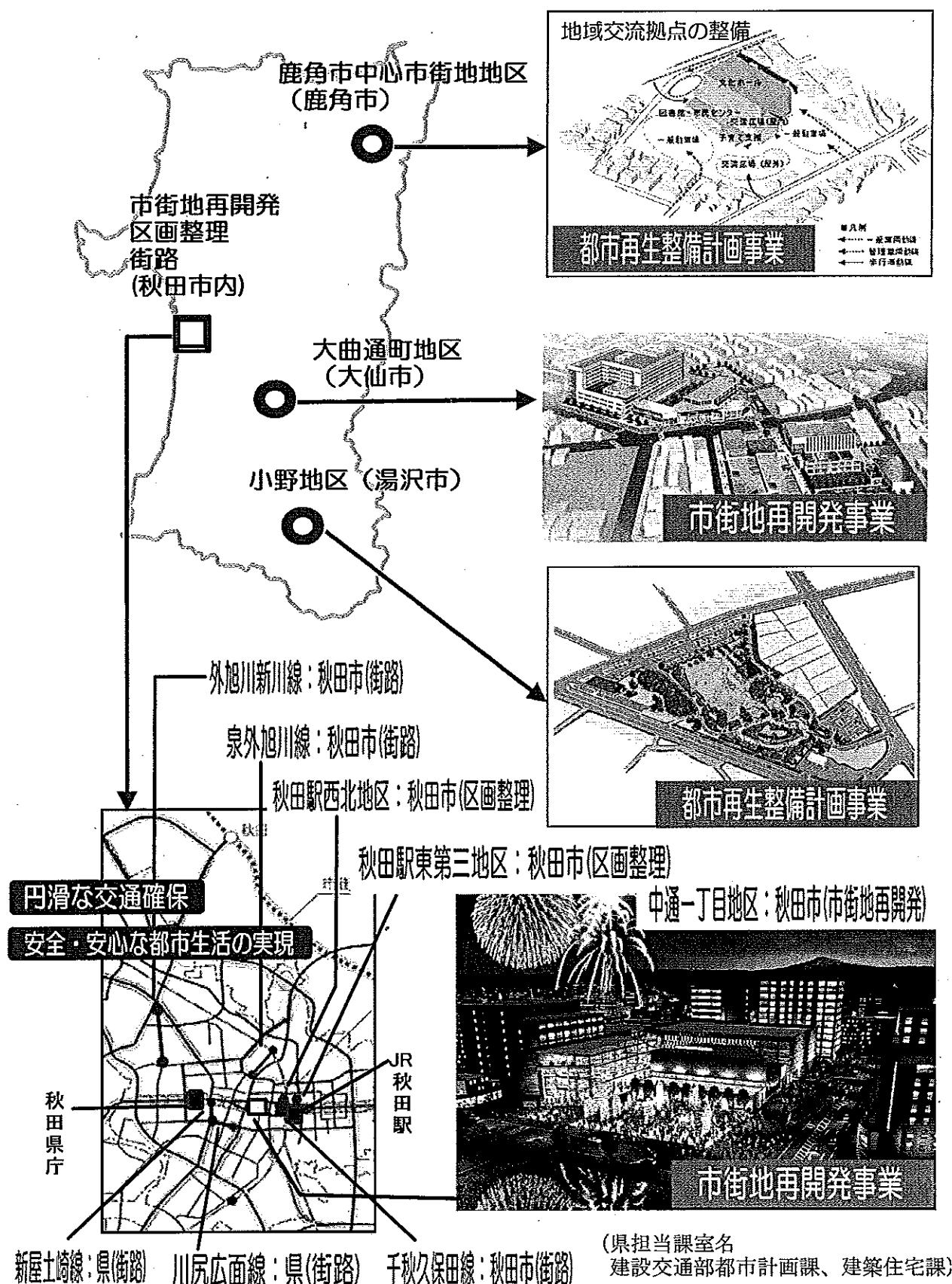
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、中心市街地における商業の衰退や居住人口の減少などにより、中心市街地の空洞化に歯止めがかかる状況にあります。そのため、県民の意見を取り入れながら、県・市・商工団体等が一体となって、中心市街地のにぎわい創出と活性化に取り組んでいます。
- (2) 各市町村では、地域の歴史・文化・自然環境など、それぞれの創意工夫を活かした地域再生・都市再生に取り組んでいます。
- (3) 震災等の災害にも強く、少子高齢化社会にも対応したまちづくりが強く求められていることから、安全で安心な都市生活を支える良好な都市基盤の整備が必要とされています。

このため、都市部では円滑な交通を確保する街路事業や、健全な市街地形成を図る区画整理事業などに積極的に取り組んでいます。

渋滞緩和や安全かつ快適な生活環境の改善に向け、今後もより一層の整備が望まれています。

まちづくり関連事業の促進



(県担当課室名
建設交通部都市計画課、建築住宅課)

VIII-7 「生活排水処理事業」の一元化と制度の拡充について

内閣府地域再生事業推進室
農林水産省農村振興局
国土交通省都市・地域整備局
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

下水道や農業集落排水などの「生活排水処理施設」は、健康で快適な生活環境の確保はもとより、公共用水域の水質保全のために不可欠な社会資本ですが、施設整備や運営に多額の費用を要することから、人口減少下にある当県にあっては、将来にわたって市町村の大きな財政負担となることが懸念されております。

このため、生活排水処理事業の実施に当たっては、効率的な施設運用と経営の健全化が不可欠であり、各省庁の垣根を越えた事業展開ができるよう、以下について要望します。

- (1) 行政コストの削減や異なる汚水処理施設間の連携を強化する観点から、現在、所管が内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省にまたがっている生活排水処理事業を一元化すること。
- (2) 人口減少や高齢化の著しい地域において、有効な整備手法である合併処理浄化槽の整備促進に向けて、浄化槽市町村整備推進事業に対する国庫助成率を下水道事業や集落排水事業と同等に拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化、人口減少が著しい当県においては、逼迫する地方財政の負担を少しでも軽減するため、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの生活排水処理事業について、各所管の垣根を越えたより効率的な施設活用を目指し、汚水や汚泥の広域共同処理事業に取り組んでおります。
また、県内 25 市町村の内、20 市町村では生活排水処理事業を一つの部署で一体的に推進しています。
- (2) さらに、人口減少により過疎化が進行し、集合処理区域から合併処理淨

化槽の整備区域への転換が必要となっていることから、当県では地域の実情に応じ「生活排水処理整備構想」の見直しを行っています。

(3) こうした中、次のような課題解決に向け、制度の拡充などが必要です。

① 生活排水処理事業（下水道、集落排水、合併処理浄化槽）は、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省の事業毎に交付申請を行っておりますが、行政コストの削減や異なる汚水処理施設間の連携を強化するため、生活排水処理事業を一元化することを要望します。

平成22年度予算で「社会資本整備総合交付金」に組み込まれた下水道事業が、今後、集落排水事業や浄化槽事業と一体となれば、事務手続きの簡素化や各汚水処理施設の効率的な整備・運営が可能となります。

生活排水処理整備の事業体系
地域再生基盤強化交付金(所管：内閣府) (汚水処理施設整備交付金) ・公共下水道(申請官庁：国土交通省) ・農業集落排水(申請官庁：農林水産省) ・合併処理浄化槽(申請官庁：環境省) ※交付申請手続きは各申請官庁それぞれ別々に行っている。
地域自主戦略交付金(所管：内閣府) ・農業集落排水(申請官庁：農林水産省)
公共下水道事業(所管：国土交通省) ・社会資本整備総合交付金
合併処理浄化槽(所管：環境省) ・循環型社会形成推進交付金

② 過疎化が進展する当県においては、生活排水処理の経済性及び公共用水域の環境保全を考えると、市町村が設置後の適正な維持管理を行う合併処理浄化槽が最適である地域が数多くあります。

しかしながら、浄化槽市町村整備推進事業の国庫助成率が1/3と低く、合併処理浄化槽の普及が進んでいないことから、市町村の負担低減を図るため、国庫助成率を下水道事業や農業集落排水事業と同等の1/2に引き上げることを要望します。

(県担当課室名 建設交通部下水道課)

VIII-8 河川改修事業及び砂防事業等の促進について

国土交通省河川局

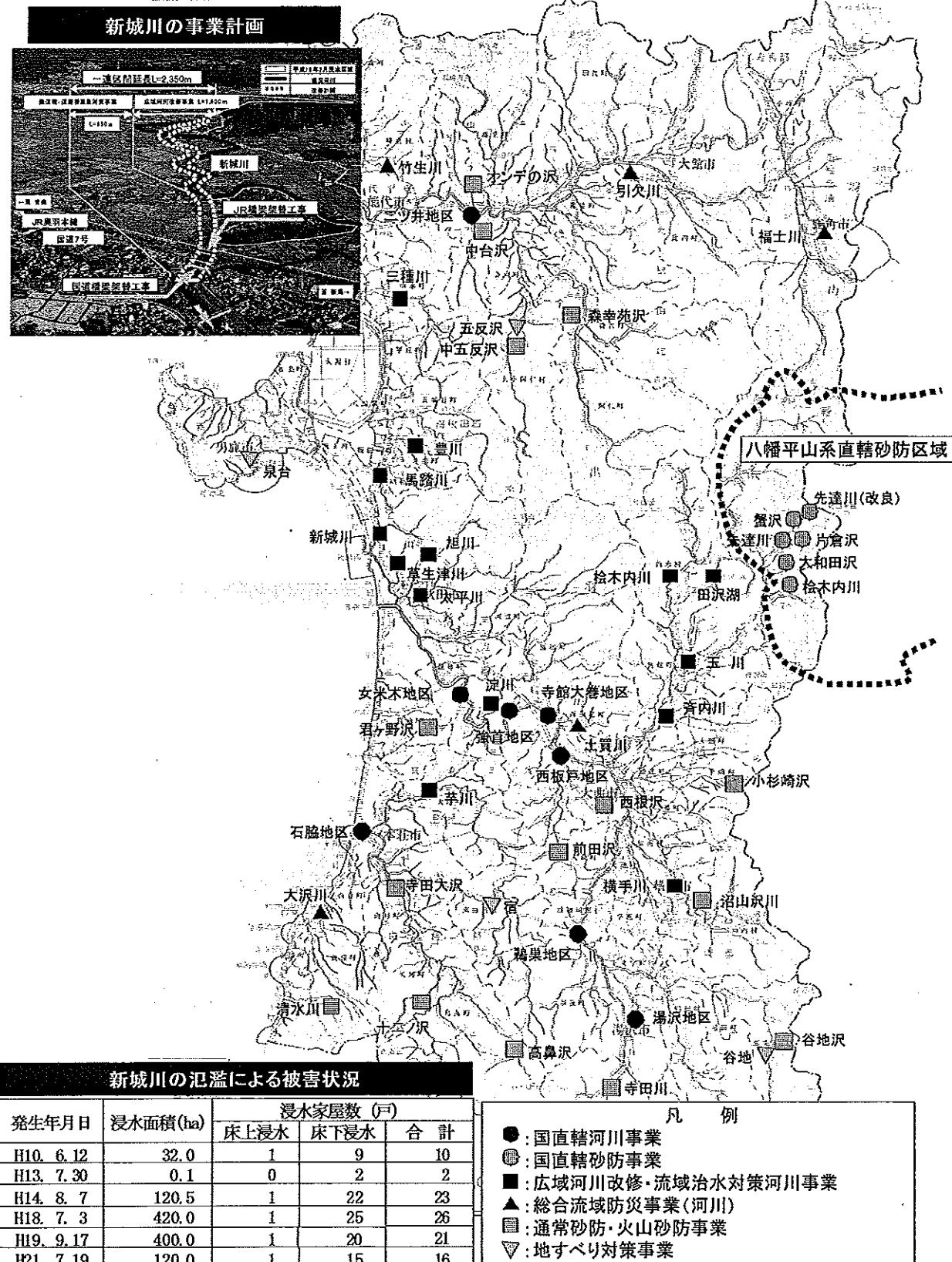
【提案・要望の内容】

当県では、突発的な集中豪雨が多発傾向にあり、洪水被害や土砂災害などの災害が頻発しているため、県民が安全で安心出来る災害に強い県土づくりを着実に推進出来るよう、河川改修事業及び砂防事業等の促進に努めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の河川や土砂災害危険箇所の整備水準は未だに低く、毎年の融雪や集中豪雨などによって被害が絶えず、地域住民に大きな不安を与えています。
- (2) 特に近年は異常気象に伴い、都市部の水害や中山間地域の土砂災害が増大しており、これらの被害を防止・軽減するため、事業費の確保が必要となっています。
- (3) こういった背景の中で、河川においては新城川などの都市近郊河川に重点的に投資し、早期効果発現に向けて取り組んでいるほか、国直轄事業として雄物川中流部などの河川改修事業が進められています。
- (4) しかし、県管理河川においては下流部にボトルネック箇所となる橋梁が多数存在し、その架け替え等への集中的な投資が今後必要になると見込まれています。
- (5) また、県内には土砂災害危険箇所が約8,000箇所あり、その内災害時要援護者関連施設対策として整備が必要な箇所が166箇所となっておりますが、整備率は約34%と低く、早急な対策が急務となっています。
一方、昨今の財政状況からハード対策での飛躍的な整備率向上は困難であり、災害時要援護者関連施設99箇所を含めた警戒避難体制の整備を図るなど、ハード・ソフト一体となった災害対策の促進を重点的に進めています。

平成24年度 秋田県における主要事業箇所図



(県担当課室名 建設交通部河川砂防課)

VIII-9 ダム建設事業の促進について

国土交通省河川局

【提案・要望の内容】

ダムは総合的な治水対策上重要な施設であると共に、農業生産に無くてはならない灌漑用水を安定的に供給するという重要な役割も持っている。

また、水力発電機能を持つ成瀬ダムの早期完成は、電力の安定供給に対しても有効である。

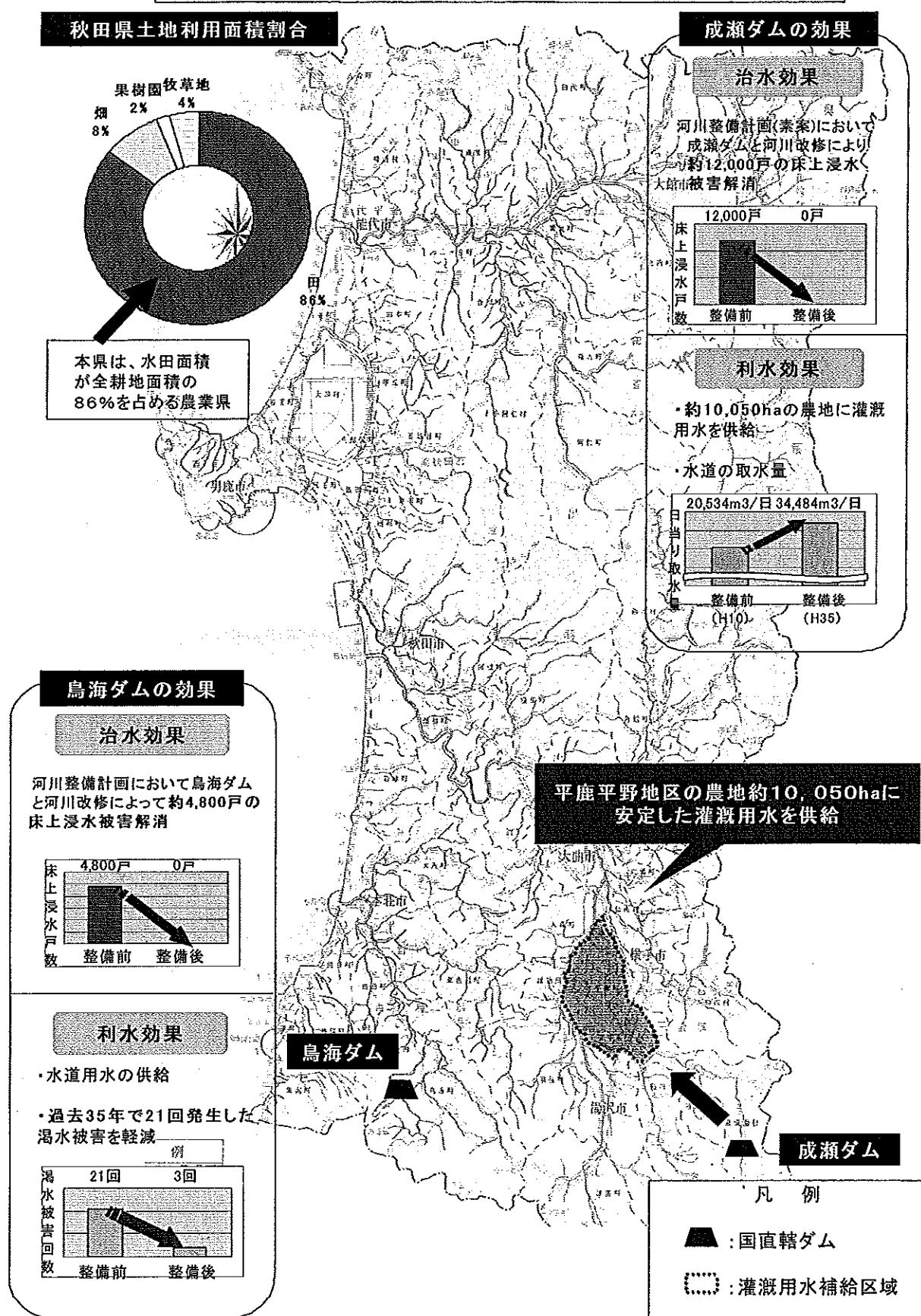
国の食料供給基地として、農業用水等の生産基盤の確保を図り、あわせて、クリーンエネルギーの早期活用を進めるためにも、ダム検証による建設の必要性を速やかに明示するとともに、ダム建設事業の促進を図ること。

- ・直轄：成瀬ダム 転流工、国道付替え工
- ・直轄：鳥海ダム 水文水質、環境調査

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 洪水による氾濫を防止し効果的な治水対策を推進するには、河川改修と相まってダムによる洪水調節機能が必要であり、流域一体となった整備が重要です。
- (2) 当県では、昭和62年・平成14年・平成19年に県内各地で洪水氾濫に見舞われ、家屋や農作物等の被害のほか、尊い人命が失われるなど激甚な災害を受けています。
また一方では、平成元年・6年・11年・12年・18年と県内各地で渇水被害が発生しており、利水対策も強く望まれています。
- (3) 当県の基幹産業である農業の発展と、国の食料自給基地としての農業生産の基盤づくりのため、安定した灌漑用水の確保は農業県の根幹に関わる重要な課題となっています。
- (4) 治水対策としてのみならず、県民の安全・安心な生活の確保に向け産業基盤の安定化を図るために、ダム建設の促進が必要となっています。

平成24年度 秋田県におけるダム建設事業箇所図



(県担当課室名 建設交通部河川砂防課)

IX-1 「地球温暖化対策のための税」の税収の配分について

環境省総合環境政策局、地球環境局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

「地球温暖化対策のための税」の導入に当たっては、地域の実情に則した温暖化対策を十分に実施できるよう、地方公共団体の責任と役割、森林面積等を勘案し、税収の一部を地方公共団体に配分すること。

また、積雪寒冷地などの地域特性を考慮し、灯油に軽減税率を適用するなど、一般家庭に必要以上の負担が転嫁されない措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地球温暖化対策を着実に推進するためには、県民・事業者・行政など幅広い主体による取組が不可欠であり、平成23年度税制改正大綱においても「地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します」と表現されています。
- (2) 当県では、積雪寒冷地という地域的な特性もあって、民生家庭部門や民生業務部門からの二酸化炭素排出の比率が高く、かつ、その伸び率は全国を上回っており、家庭やオフィスの省エネルギーの推進、高効率な設備・機器の導入促進、住宅の断熱性能の向上などの対策を強化していくこととしております。
また、当県は、風力やバイオマス資源などに恵まれていることから、風力発電や太陽光発電、バイオマス燃料など新エネルギーの導入を促進することしております。
- (3) さらに、県土の7割を森林が占め、日本一のスギ人工林23万7千haを有する当県では、4~9齢級の間伐対象森林が61%に及んでいることから、森林吸収源として大きな役割を担うことができ、今後は、間伐を中心とした森林整備や地域材活用の取組を強力に推進することとしております。
- (4) こうした取組を推進していくためには、自主的な財源を安定的に確保する必要があります。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課

農林水産部森林整備課、林業木材産業課)

IX-2 八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法の規定を踏まえ、湖沼水質保全計画（第1期）に位置づけられた各事業に対する支援の継続・拡充を図ること。

また、湖沼水質保全計画（第2期）の策定に対する支援制度の創設を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 八郎湖は、国営干拓事業が完了した後、徐々に富栄養化が進行したことから、平成19年度から「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」に基づき総合的な対策を実施しています。対策を実施して以降、水質は概ね改善傾向にありますが、依然として水質環境基準が確保されない状況が続いていること、着実な水質保全対策の実施が求められています。

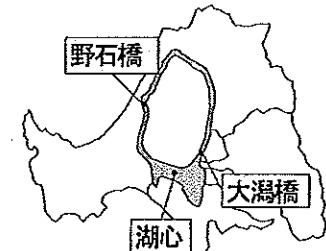
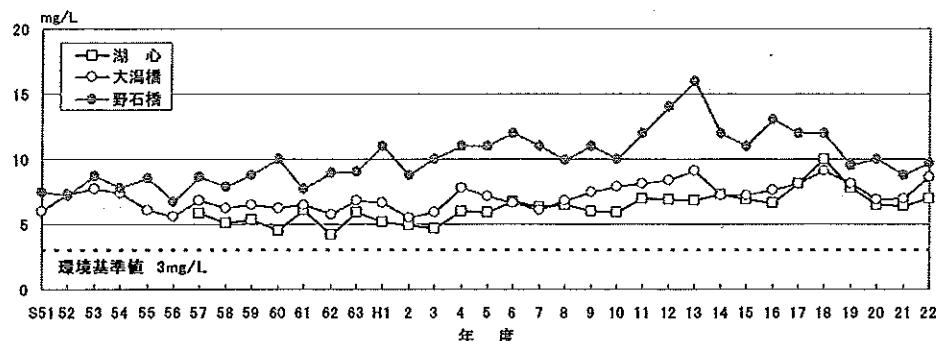
現在、県では、大潟村方上地区自然浄化施設において、事業化に向けた水質改善効果の実証と維持管理方法などの検討を行っており、平成23年度に創設された「湖沼自然浄化活用事業」は、八郎湖の水質保全を進める上で、極めて有効な事業であると考えております。

しかしながら、その他の西部承水路の流動化促進、湖岸の植生回復、アオコの発生状況調査などほとんどの対策は、いずれも県単独事業のため、財政的に厳しい状況にあります。

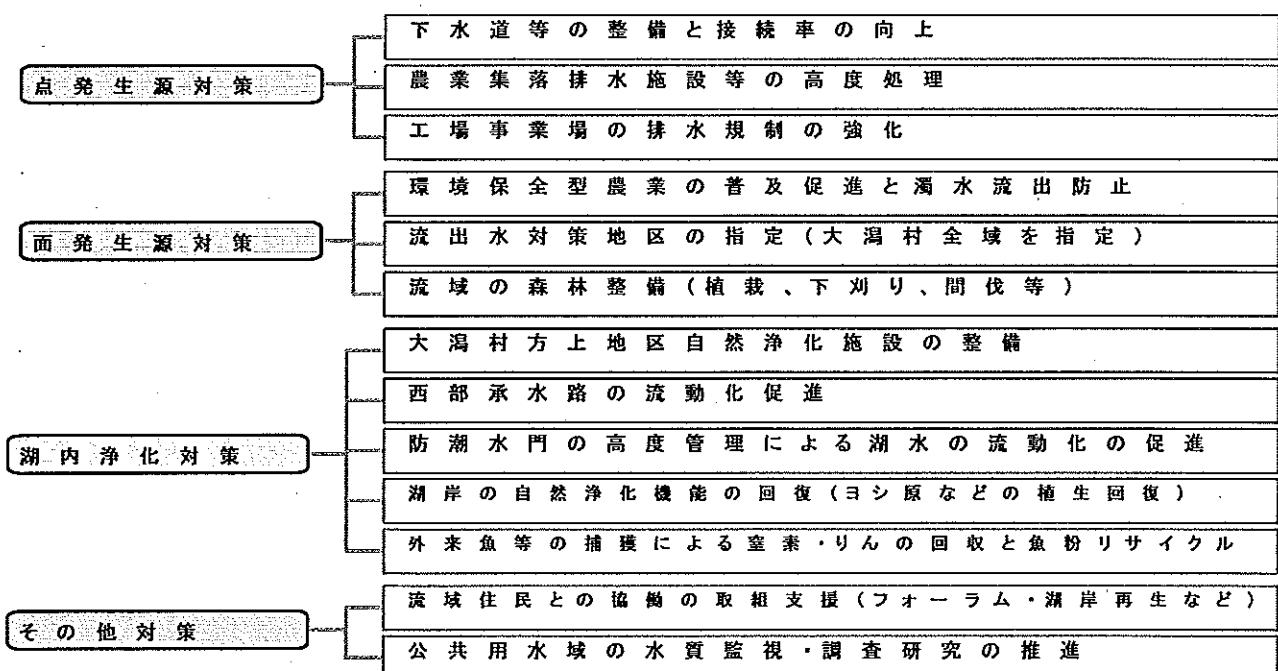
(2) 平成25年度以降の対策を定める湖沼水質保全計画（第2期）の策定に向けて、更なる調査や新たな対策の必要性について検討することとなります。これらの第2期計画策定作業は、技術的かつ財政的に大きな負担となります。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (C O D 75% 値)



(2) 八郎湖水質保全対策の概要



(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

IX-3 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業実施への支援の継続について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【提案・要望の内容】

限時法である「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」は平成24年度で失効するが、平成25年度以降も支援が継続されるよう検討すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した本県の能代産業廃棄物処理センターでの環境汚染問題については、平成17年に、当時の環境大臣から「産廃特措法」に基づく事業実施計画の同意をいただき、国の支援を得ながら環境保全対策を行っております。
- (2) 対策は、処分場全体を鉛直遮水壁で囲い場内で発生する汚水を浄化処理する「現場内処理」であり、平成19年度で鉛直遮水壁設置工事などのハード事業が終了し、平成24年度末までに同計画に基づく事業を終了する予定ですが、平成25年度以降も場内で発生する汚水処理などの維持管理が必要となっております。また、平成21年11月30日に新たに環境基準に追加された1,4-ジオキサンが基準を超えて検出されるなど、これまでの対策に加え新たな浄化処理対策が求められる状況となっております。

能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費

(単位：百万円)

年 度	事 業 費	うち国の支援額
H10年度	1,206	362 ※1
H11～16年度	675	3 ※2
H17年度	370	96
H18年度	741	229
H19年度	1,232	354
H20年度	137	45
H21年度	65	21
H22年度	58	19
合 計	4,484	1,129

※1 平成10年度の国の財政支援は当該年度に限り措置されたものである。

※2 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。

また、支援対象事業費の2/3の70%を特例地方債で充当し、この特例地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

X-1 自殺対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づき政府が講じるべき自殺対策に必要な財政上の措置として、地方公共団体の自殺対策への継続的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の平成21年の自殺者数は416人で、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は38.1（全国平均24.4）となっており、平成7年から全国1位の状況が続いています（平成21年人口動態統計月報年計（確定））。
- (2) こうした状況を踏まえ、当県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成12年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の5つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組んでいます。
また、民間を主体とした「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が昨年度新たに発足し、これまで以上に民、学、官の連携を強めた自殺予防対策を推進しています。
その結果、警察庁統計によると、平成22年の本県の自殺者は前年と比較して70人減少し、368人となりました。
- (3) 国では、平成18年の「自殺対策基本法」施行及び平成19年の「自殺総合対策大綱」策定など制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政支援についても、平成21年度補正予算による地域自殺対策緊急強化交付金や地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が措置されています。しかし、事業実施期間が平成24年度までとされていることから、平成25年度以降についても自殺対策への継続的な財政支援が必要です。

（県担当課室名 健康福祉部健康推進課）

X-2 消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化について

総務省消防庁

【提案・要望の内容】

- (1) 市町村の消防の広域化に伴う消防本部の統合や消防署所の整備などに対し十分な支援措置を講ずること。
- (2) 先行して広域化を実施した市町村の消防防災施設などの整備に対する国庫補助金の配分について、広域化対象市町村と同じ扱いとすること。
- (3) 消防救急無線のデジタル化に伴う消防通信や指令施設などの整備に対し十分な支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成18年の消防組織法の改正を受け、市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、平成20年3月「秋田県消防広域化推進計画」を策定しました。県としては、広域化対象市町村が行う運営計画策定協議などに幅広く関わり、積極的に支援していますが、消防の広域化を円滑に進めるためには、市町村に対して十分な財政支援を措置することが必要です。
- (2) また、法改正に先行して広域化を進めた市町村についても、広域化対象市町村と同等の財政支援が必要です。
- (3) 電波法関係審査基準の改定に伴う市町村の消防救急無線のデジタル化については、平成20年3月「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る計画」を策定しており、消防の広域化と合わせ積極的に支援しています。しかしながら、消防救急無線のデジタル化を進めるためには、基地局用塔屋や管理用道路、無線機器更新などの施設整備を伴うことになることから、十分な財政支援をはじめ情報提供や助言など、全面的な支援が必要です。

(県担当課室名 総務部総合防災課)

X-3 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を強力に推進するため、警察官の増員を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 詐欺・悪質商法やメールによる架空請求などの相談件数が高水準で推移しておりますが、サイバー犯罪対策室員がその対応や対策、教養、部外講話等の業務に割かれ、違法情報に基づく迅速な事件対応が困難な状況にあります。インターネット・ホットラインセンター（IHC）から提供される違法情報が、全国で約2万件に激増しているにもかかわらず、検挙件数が少なく、今後、より専門性が求められるサイバー犯罪捜査の専従員の確保及び捜査体制の強化が喫緊の課題となっています。
- (2) 平成22年4月27日の刑事訴訟法等の改正により、公訴時効について、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては撤廃、禁錮以上の刑に当たるものについては延長されました。当県では、3件の未解決殺人事件が撤廃の対象となり、今後も継続した捜査が求められることとなっています。今後、更に対象となる事案の増加が予想されることから、犯人の早期検挙に向けた初動捜査を徹底し、未検挙事件については、継続した捜査体制を長期にわたり維持・確保する必要があります。
- (3) 当県の高齢化率は年々増加を続け、平成21年10月現在、28.9%と9年連続で全国第2位となり、高齢化の進行が見込まれております。高齢者が被害となる振り込め詐欺の未然防止や交通死亡事故抑止については、県警察の重点課題に掲げ、諸対策を強力に推進しているほか、緊急雇用創出基金を活用した各種事業等にも取り組んでおりますが、高齢化の進行に伴い、多数の高齢者が犯罪や事故の被害者、加害者となることが懸念されることから、高齢化社会に対応した総合的な治安対策が求められています。

(4) 当県で取り扱う変死体は、年間1,600体を超え、解剖に付される死体数もここ数年200体を超えており、今後、更なる高齢化の進行や不安定な経済情勢などから、死体の取扱件数の増加が見込まれます。検視業務は、死因を究明し、事件性を判断する重要な業務であり、捜査経験が豊富で専門的知識を有する検視官等が臨場して判断することが望まれますが、当県における検視官等の臨場率は20%台前半に留まっていることから、検視官等の臨場率向上を図り、犯罪死の見逃しを防止する必要があります。

既存の人員で対処しがたいこれらの課題に的確に対処するため、警察官の増員が必要です。

(県担当課室名 警察本部警務部警務課)

X-4 冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について

警察庁長官官房、刑事局

【提案・要望の内容】

年々増加傾向にある変死事案について誤検視を防止するとともに、遺族感情や衛生管理に配意した適正な検視業務を推進するため、荷室を一定の低温に保持する設備を備えた冷蔵装置付きの遺体搬送車を県内の全警察署に配備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県で取り扱う変死体は、年間1,600体を超え、高齢独居世帯の増加に伴い、死後変化が高度に進行した死体や屋外死体など、警察署に搬送した上で詳細な検視を行って、死因を解明する事案が増加しているほか、解剖に付される死体数もここ数年200体を超えております。

検視業務は、死因を究明し、事件性を判断する重要な業務であり、近年、他県での誤検視が社会問題になるなど、適正かつ慎重な検視業務の推進が強く求められております。一方、親族の突然の不幸に遭遇した遺族の心情に配意した適切な遺体の取扱い、感染症罹患者や高度に腐敗した遺体を取り扱う職員の衛生管理にも配意する必要があります。

- (2) 遺体搬送車は、遺体発見現場から検視を行う各警察署靈安室までの搬送、解剖に付される遺体を秋田大学までの往復搬送、更には遺族の待つ自宅などまでの搬送に使用しております。また、今回の東日本大震災に際しては、多数の遺体搬送のほか、一時的な遺体の保存場所、応急的・臨時の検視場所としてなど搬送以外の用途でも活用されており、高い汎用性が認められます。

- (3) 現在、遺体搬送専用車として整備されているのは、本年度中に整備予定の1署1台を含めた4署4台のみであり、他の11署は、資機材や人員等の輸送に使用する捜査用多目的運搬車や小型輸送車を代替使用しています。代替使用車であるため、乗車席と荷室との間に隔壁のない車両もあり、悪臭や職員への感染防止上極めて憂慮される状況にありますので、県下の全警察署に冷蔵装置付き遺体搬送専用車を配備することが必要です。

(県担当室課名 警察本部刑事部捜査第一課)

